

彼は、職員及び家族慰安會の通達を受取ると、之れを冷笑し、『右の手から一圓やつて、左の手で二圓取らうとする。そんな慰安會が何んだ。其れが、所謂資本家根性と云ふものだ。』と言つて、其のまゝ握り潰し、九州鐵道管内では、慰安會を開かなかつた。其の後、床次總裁が、九州鐵道を視察した時、長尾は『先般、總裁から慰安會の通達があつたが、あれは間違つてゐると思つたから、反古にしました。精神は、總裁も私と同じでせう。』と言つた。すると床次總裁は『イヤ、其れは何うも有り難う。私は一向に、そんな理窟は知らなかつた。其れは何うも有り難う。』と答へた。

所が、床次總裁が罷めると、直ぐ其の後に、後藤が、再び總裁となり、慰安會は繼續されることになつた。長尾氏は語る。――

其の後、政變が起つて、後藤さんが總裁となり、床次君が野に下つた。さうして、翌年、郷里鹿兒島に、何かの用事で歸つて來た。其の時、丁度、僕等が鹿兒島で、慰安會をやつて居る眞最中だつたので、旅館に訪ねて行つて、話の末、『今、こゝで、貴

演説中に泣き出す

下が始めた慰安會をやつて居る。十分でも二十分でもいゝから、訓辭をして呉れないだらうか。僕の家内は勿論、各課長の奥さん方も一緒になつて、お茶の給仕をさせたりして、本當に家族的にやつて居る。差支へがなかつたら話をして呉れないか。』と云ふと、『そんなことをしていゝかい。僕が總裁の時だつたらいゝが、今は、内閣が變つて居るから、君が迷惑するといけないから。』『ナニ、迷惑な事などあるものか、又かりに、そんなことで迷惑するなら、迷惑しても構はぬから、是非、來てやつて呉れ。』『そんなら喜んで行かう』と言つて、其の翌日、會場に臨席して貰つた。私が、舞臺に立つて『今日は、幸なことに、前總裁であられた床次閣下が、丁度、こちらに御歸省中であつたので、誠に、折もよいから、願ひして、皆にお會ひ願ふことにした。床次閣下も、喜んで、皆に會ひたいと云ふお話である。是から、一場のお話があるから、謹聽するやうに。』と紹介して、少し下つて居つた。慰安會と云つても、所謂慰安會のやうでなく、實に、靜肅で、まるで水を打つたやうだ。千人以上居ながら、謹嚴、靜肅そのものゝやう。その空氣に打たれたものか、演壇に立つた床次

君は初めは『此の自分が、歸省して、幸に、諸君に、こゝでお會ひすることの出来たのは、自分として、誠に欣快とする所である云々』と、すらく／＼話し出したが、暫らくすると『どうぞ、皆さん……局長さんの言ふことをよく聞いて、……：國家のため、……：鐵道のために……』と云つて居る中に、妙な調子になつて、ハンケチを出して、眼のあたりを拭いて居たが、到頭、ものが言へなくなつて、黙つてしまつた。いつ迄も、黙つて居る譯にもゆかず、『私は、餘りに感激して、話が出来ません』と、しどろもどろに言つた。すると貫ひ泣きで、大抵の者が泣いた。空氣に打たれると云ふものは、妙なものだと思つた。

それから、床次君と一緒に、樂屋に引込んだが、床次君が、『君、今は失敗した』と、涙を拭きながら言つてゐる。『イヤ失敗ではない、大成功だ。千萬言を費すよりも、どれだけ、あの麗しさが、皆に感動を與へたか分らない。皆が泣いて居たぢやありませんか。』——と言つたが、床次君は、斯う云ふ、麗はしい所のある男であつた。

床次氏の官僚時代は、天衣無縫、純情無垢の風があつた。而かも、政黨に入つて見ると、當時の政黨は、既に、板垣の自由黨時代とは違つて、人情の表裏、計るべからざるものがあつた。純情的な板垣が、遂に政黨を退いた如く、床次氏も、政黨指導者としては、遂に成功を見るに至らずして終つた。

四

政友會は、山本と妥協した結果、尾崎行雄、岡崎邦輔等二十五名を失つた。彼等は、山本内閣が、完全なる政黨内閣でないことと云ふことを理由に、脱黨したのである。爲めに、政友會は、絶對多數に、數名の不足を告ぐるに至つたが、山本内閣は、辛じて、第三十議會を通過した。

議會閉會後、政府は、政友會の方針に基いて、銳意、行政整理を行ひ、一瀉千里の勢を以て、制度の改廢百七十八件、官吏の減員六千八百七十六人、雇員其の他を加ふれば一萬

山本の勇猛果敢

人以上に達し、政費の節約額七千〇三十七萬餘圓に上る成案を得、大正二年度の實行豫算に於ても、六千六百餘萬圓を節減した。山本が、山縣を壓迫して、樞密顧問官の定員二名を減じ、また、陸海軍大臣の任用範圍を、豫後備まで擴張したる如き、其の勇猛果敢のなれ業は、世人をアツと驚かしめた。

第三十一議會召集前、岡崎を初め、脱黨者の多くは復黨し、別に新入黨者もあつて、政友會は、再び、二百五名の絶對多數に復した。

立憲同志會

十月（大正二年）十一日、桂は、立憲同志會の結黨式を見ないで、逝いた。立憲同志會は、辛つと、十二月二十二日、加藤高明を總理として、結黨式を擧げたが、其の數は、僅かに九十一名。政府としては、齒牙にかくるに足らなかつた。

シーメンス事件

山本は、意氣揚々として、議會に臨んだ。豈計らんや、シーメンス事件（海軍漬職事件）の突發を見んとは。都下の二三新聞紙が、該事件に關するロンドン電報を掲載したのは、大正三年一月二十三日であつて、此の電報が、ロンドンに於て書かれてゐた頃、山本は、議會の壇上で、滿場を睥睨しつゝ、施政方針を獅子吼してゐたのであつた。

此の電報は、忽ち、一世の耳目を聳動せしめ、反對黨の内閣彈劾となり、民衆の大示威運動と化した。豫算案は、大多數を以て、衆議院を通過したけれども、貴族院の、内閣不信任の意味を含める海軍豫算削減となつて、内閣は遂に倒れた。該事件は、山本と何等の關係もなかつたけれども、多年、海軍の大御所と言はれた彼であつたがために、反對黨の、乗ずる所となつたのである。

山本内閣倒壊

山本内閣が、辭表を捧呈したのは、大正三年三月二十四日。床次氏も、之れに殉じて、辭職した。床次氏の官僚生活は、茲に終つた。二十五歳から四十九歳まで、足かけ二十五年の、長丁場であつた。

麻布三河臺邸

此の年の夏頃、床次氏は、麻布區三河臺十四番地に、始めて、地附の家屋を買つた。敷地は、貳百坪ばかりであつたが、家は、がた／＼の時代物であつた。此の家は、大正十二年の大地震で大破したので、翌十三年八月から新築に取りかかり、翌十四年秋、其れが落成するまで、麻布區本村町三十九番地に借家した。昭和八年秋、更に、淀橋區西大久保一丁目四百二十一番地に、新築して移轉したが、三河臺の方は、勸業銀行に、抵當流れの姿

となり、西大久保のも、同銀行からの借金で、建てたのであつた。

五

大正二年三月發行の雑誌『太陽』に、北満樓と名乗る人が、床次氏を批評してゐる。多少、獨斷的の嫌ひなきにあらざるも、官僚時代の床次氏を評し得て、大體、肯綮にあたつてゐるやうに思はれる。

官僚時代の
床次評

山之内一次、床次竹二郎兩人は、今の駐清公使伊集院彦吉と共に、二十三年の大學同期卒業生で、當時薩摩青年の三萬を以て喧唱せられたものであるが、今日では床次が獨り斬然として、彼等の中に異彩を放つて居る。

床次は極めて眞面目な、掛値のない、眞劍勝負の男である。彼には薩だの長だのと云ふケチな根性はない。天下の人として、天下の爲めに、天下と共に、政を施したいと言ふのが、恐らく彼の志であらう。此の故に、彼は極めて公平無私である。而して此の公平無私が度外れて居るので、同郷の

先輩だとして格別御機嫌伺ひに出掛けるでもなければ、御高説を拜聴するでもなく、又同郷の後進だとして、格別引き立てるでもなければ、面倒を見てやるでもない。故に同郷人よりは屢々熱が缺けて居ると言ふ非難を受ける。然り、彼は實に禪僧の如く凝滞無く、又禪僧の如く枯淡である。これ蓋し兵庫縣時代より岷山和尚の門に參じて、懸命に修養を積んだ結果であらうが、俗の俗なる政治界に馳驅して、苟くも事を爲さうとするには、彼の如きは餘りに俗氣が無さすぎるかも知れぬ。客冬西園寺内閣の斃るゝや、彼は水野と共に職を辭して、貴族院議員に勅選せらるゝの内相談を持ち込まれたが、彼はこれを水野に譲つてどうしても受けなかつた。此の邊は今の滔々たる俗吏輩の眞似にも出来る藝當ではない。

彼兩三年前、地方局長として歐米を歴遊するや、深く彼地の實際政治を觀察し、自ら得る所あるものゝ如く、歸來益々山縣、桂一派の閥族政治の弊甚しきを慨して居たと言ふ。世或は彼を以て原の乾分と爲すものあれど、彼は固より原を親分とするものでもなければ政友會を謳歌するものでもない。但だ、閥族政治の國家に禍すること久しきを惡むが爲に、此の弊を除かんとする志は自ら閥族に對するよりは政友會に對して好感を有する結果に至らしめたと言ふのみの事であらう。されば、西園寺内閣斃れて大浦が内務大臣の椅子に着くや、大浦は如何にもして彼を次官の職に留らしめんとし、辭を盡してその留任を懇求したのであつたが、彼は暫く閑地に就いて讀書したいと言ふ丈の理由を以て斷然これを刎ね付けた。ついで桂も頻に彼に説き、押川も亦切に留任を求めたが、彼

は讀書修養の一點張りでとう／＼頑強に拒絶し終せた。而も爾後二ヶ月ならずして桂内閣の倒るゝや、讀書に餘念なき筈の彼は、又遽然として顯はれて來た。彼や蓋し無字の書を読んで居たのであらう。斯の如く、彼は自ら斯と決した以上、大山壞れ來るも動く事ではない。常に曰く、南洲翁は常に人を相手にせず天を相手にせよと曰はれたが、畢竟天を敬し天を信すること厚き所に浩然の氣は存す。無形の天には手答へなし、手答へ無き所に向つて進む程の力を以て世間の事に當れば所謂大勇猛心となる。無形の天を相手にして、視ざる所聽かざる所に慎むは眞似事には非ず。此心を以てせば公明正大にて強き正義の心を得べしと。彼が持する所信する所蓋見るべきである。

彼は東京府書記官時代から、夙に大臣の器を以て目せられて居た位であるから、今日の彼は大臣として何處へ持つて行つても勿論不足は無いが、併し、大臣になるとならぬとの如きは、固より斯の如き彼の關心する所ではあるまい。彼は局長でも一生懸命、次官でも一生懸命、鐵道院總裁でも一生懸命にやる男である。彼には此の眞劍勝負の心掛が生命であり本領である。官の高下の如きは蓋し初より彼の關する所でない。

右は、其の全文である。如何にも、一部の同郷人から、熱が缺けてゐると非難されたと云ふのは、事實であらう。實は、薩閥は、妙な所に熱を出し過ぎたかも知れない。床次氏

は、熱が缺けてゐたのではなく、有り餘る熱を、抑へんと修養した人である。政黨人からも、屢々、熱が足らぬと言はれたが、併し、然う云ふ批難は、却つて、床次氏の廉潔、公平を證據立つる場合が、多かつたであらう。唯だ、來る者を拒まず、去る者を追はずと云つたやうな床次氏の流儀は——其れも、熱を抑へた修養の結果であつたらうが——或者をして、食ひ足らぬ感を抱かしめたかも知れない。原敬の如きは、來らざる者を招き、去る者を追うたものである。

(附記) シーメンス事件に關するロンドン電報

伯林よりの報に曰く、カール・リヒテルなる者、シーメンス・エンド・シュツケルト會社の東京支店より、書類を窃取せる廉を以て、二ヶ年の懲役を申渡されたが、同人は、審問の際、右會社が注文を取らんが爲め、日本の海軍將校に、贈賄したる旨を申立てたり。此申立は、世人の視聽を聳動せり。リヒテルの辯護士の言に據れば、書類は、シーメンス會社が、凡ての海軍に關する注文に付ては三分五厘、無線電信の請負に付ては一分五分のコミッションを贈與せんことを、日本海軍省の官憲に申込みたることを示すものゝ如く、法廷に於て朗讀せられたる唯一の書類は、被告よりシーメンス會社重役に宛てたる書簡にて、窃取せる書類より引用せる文句若干あり。其引用文句の一は、伯林本社より東京支店に申送れる一節にして、其言に曰く、岩崎提督と

取結べるコンミツションの取極は今尙ほ存続し、無事に行はれつゝあるに際し、在倫敦藤井提督とコンミツションの取極を爲すは、眞に罪惡なり。されば、英國にて建造せる軍艦一隻に付五分、他の海軍用品注文に付二分五厘と云ふが如き大々的コンミツションの契約を、藤井提督と取結ぶべき理由あらんや。更に又他の引用文句を見るに、在倫敦日本海軍派遣委員の一人たる井出は、シーメンス會社の提言せる價格を非難したること、及び東京支店は、伯林本社に書を寄せ、『日本海軍省内に在るシーメンス會社の知友は、忠實に行動しつゝあれば、價格を引下ぐるは不得策なり。若し井出にして本社を苦しむるときは、之を免職せしむべく、吾人は容易に其取計ひを爲すを得べし』と、述べたりとあり。尙ほ、被告よりシーメンス會社重役への書簡に曰く、一名の日本官吏は、在倫敦日本海軍派遣官中、何人がシーメンス會社の爲に奔走せざるやを調査したる者あらば、之を免職し、若くは累を被ることなからしむべき使命を、倫敦に於て有せりと。シーメンス會社は、此件に關し辯明して曰く、若し本社が、日本官憲に贈賄せりとするも、そは獨逸人の取締役が承知したる上の事にあらず。日本に於ける營業は、日本人の代理者に依りて行はれ、是等代理者は自然コンミツションを拂へり。本社は、リヒテルが窃取書類を示し、金錢の強要を爲すや、直ちに、此旨、日本政府に通告せり云々と（一月廿一日倫敦發電、同二十三日時事新報所載）

大正二年——大正三年

第二三 衆議院に入る

——三州の政黨——



像木の洲南郷西るせ立建に鳥兒鹿は上
二慶木楠 氏次床 孝純谷長りよ右は下

場

第三 衆議院に入る

—三州の政黨—

床次氏は、大正二年秋、鐵道院總裁在任中に、政友會に入黨した。四十八歳の時であつた。床次氏が、機會を見て、政黨に入らうと決心したのは、明治四十三年、地方局長時代であつたと云ふことは、前に述べた通りである。床次氏の政黨入りは、高橋是清や、奥田義人などは違ひ、充分、積極的であつた。

床次氏と前後して、水野鍊太郎、橋本圭三郎、犬塚勝太郎、小山温の各次官、及び警保局長岡喜七郎等も、打揃つて政友會に入黨したが、此の内、衆議院に入つたのは、床次氏と小山だけだ。現任の官吏が、政黨に入つたのは、彼等を以て嚆矢とする。

政友會に入る

當時の政友會役員は總務委員が、松田正久、原敬の二人。幹事長が村野常右衛門であつた。岩崎勳、川原茂輔、米田穰、横田千之助、中村啓次郎、松本孫右衛門、安藤新太郎、三土忠造は幹事で、此の内岩崎、横田、三土は明治四十五年、始めて議會に入つた。相談役は、高橋是清、山本達雄、元田肇、奥田義人、大岡育造、佐竹作太郎、長谷場純孝、杉田定一、伊藤大八、奥繁三郎、野田卯太郎、鶴原定吉等であつた。

翌大正三年三月五日、松田正久が亡くなつた。次で、十五日、長谷場純孝も、亦た没した。山本内閣倒壊の九日前である。是に於て、床次氏の衆議院入りは、確定的となつたのである。

同月二十七日、政友會の、本部役員改選に際し、床次氏は、相談役に擧げられた。時の本部役員は、總務委員原敬、幹事長永江純一、幹事堀切善兵衛、武藤金吉、植場平、佐々木文一、望月圭介、相談役高橋是清、山本達雄、元田肇、奥田義人、大岡育造、杉田定一、奥繁三郎、鶴原定吉、岡崎邦輔、村野常右衛門、佐竹作太郎であつた。其れに床次氏が加はつたのである。また、議會に席を有せざる新參の床次氏が、相談役に擧げられたのは、

松田、長谷
場逝く

相談役に擧
げらる

柚木慶二

床次氏を、長谷場の後繼者たらしめんとする、原の準備であつた。當時、鹿兒島縣政友會に於て、長谷場に次ぐ先輩としては、柚木慶二がゐた。彼は、人格者として、郷黨の尊敬を受けてゐたけれども、長谷場の後繼者として、鹿兒島縣政友會を統率するだけの、力がないと云ふことは、彼自身が最もよく知つてゐた。元來、鹿兒島政友會は、事實上、三州政友會と稱すべき姿であつて、鹿兒島、宮崎兩縣を併せて、一支部を組織するかの觀があつた。宮崎縣に於ける島津氏の領土は、秀吉の九州征伐後は、其の一部に、分家の佐土原藩と、都ノ城領が残つたに過ぎないけれども、薩、隅、日三州の地は、古への隼人以來、傳統的に、似通つた氣風を有し、明治十年の役に於ても、三州を擧げて、西郷軍に投じた。政黨運動に關しても、三州は、常に、密接の關係を保持し、長谷場が死んだ當時は、鹿兒島縣代議士の全部(九名)、宮崎縣の定員四名中の三名が政友會であつて、此の大地盤を守ることは、容易の業でなかつたのである。故に、柚木は、卒先して、原總裁と謀り、長谷場の補缺選舉に、床次氏を推すべく、決定したのであつた。

床次氏の、衆議院への進出は、水到つて渠成るの姿で、極めて自然であり、選舉區の候

衆議院に入る

衆議院議員
に當選

補者詮衡會に於ても、何等の異論もなかつた。床次氏は、選舉區にも歸らず、一枚の挨拶状さへも出さず、當選したら、御受けしようと云つた態度であつた。選舉は、一切、鹿兒島支部の責任に於て行はれ、費用は千五百圓かゝつた。投票は、大正三年四月二十二日に行はれた。床次氏は四十九歳であつた。

當時の、鹿兒島縣選出代議士は、飛岡卯一郎、柚木慶二、平田禎、奥田榮之進、肥後靜雄、志々目藤彦、武満義雄、麓純義、以上悉く政友會で、其れに、床次氏が加はつたのである。宮崎縣選出代議士は、水間此農夫、濱田政壯、瀬戸山清彦の三人が政友會、肥田景之が無所屬であつた。

二

薩、隅、日の三州、即ち、鹿兒島、宮崎兩縣に勃興した自由黨(政友會の前身)は、西郷南洲の私學校黨の復活と、言つてもよかつた。

抑も、幕末の混亂は、對外問題を契機として、一君萬民の全一國家と、公議輿論の政治とを、生み出さんとする陣痛であり、徳川慶喜の大政奉還上奏文中にも『廣く天下ノ公議ヲ盡シ』と言ひ、また『同心協力共ニ皇國ヲ保護云々』の語があつた。『廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ』の御誓文、また『相率テ私見ヲ去リ、公議ヲ採リ云々』の御宸翰は昭々乎として日月の如しだ。

斯くして、封建制度は、打破されたが、公議輿論による政治は、なか／＼に實現せず、徳川幕府の専制に代つたものは、薩長藩閥の獨裁であつた。

そこで起つたのが、内亂と政黨運動である。即ち此れ等は、幕末に於ける勤王運動の繼續と、見るべきものであつた。即ち、初期政黨の議會開設要求論は、幕末の列藩會議論の延長擴大で、國民統一を目的として、叫ばれたのである。板垣等の『愛國公黨本誓』にも『君主人民の間、融然一體ならしめ、その禍福緩急を分ち、以て我日本帝國を維持し昌盛ならしむ云々』とある。西郷の私學校と、板垣の立志社と、一は暴力を用ひ、一は言論を主としたけれども、一君萬民、公議輿論と云ふ根本目的は兩者異なる所なかつた。立志社

西郷南洲と
政黨

中にも、林有造等の如き、兵を擧げて西郷軍に應せんと、企てた者があつた位だ。

私學校黨が、暴力手段に訴へたことは、西郷の本意ではなかつたであらう。然れども、彼は、薩南の健兒を率ゐて幕府を倒したに拘はらず、自ら、廢藩置縣斷行の衝に當つて、彼等の身分、特權を奪ひ、其の生活までも脅かしたのである。彼等が、斯くの如き大犠牲に甘んじたのは、一君萬民の公論政治を、望んだからであつたに違ひない。而かも、有司專制の弊は、依然として改まらないとあつては、西郷たるもの、何の顔あつてか、郷黨健兒に見えんやだ。仍ち、彼が、彼等の擔ぐに任かせて、起たねばならなかつた所以であらう。明治九年頃から、私學校黨が、宣傳のために作り、婦女、童幼までも謠つた『いろは歌』中、左の句がある。

私學校黨の
いろは歌

り よく我儘仕はうだい
ぬ すみは官員とがは民
る らうの士族おびたゞし
を ほくの租税罰金を

わ たくしからの政事故
か はる布告は朝夕に
よ の行末はいかならん
.....
な には兎もあれ角もあれ
ら い名(大名)つぶした其の時に
む かしに復ると言うたのも
う そと今こそ知られけり
る のちを捨て、國のため
の がさず討てよ佞奸を
.....
も はや此の上忍ばれず
せ めてはつくす武士の
す まんの民を救はんと
京 をかぎりの死出の旅

宣傳のための俗語であるから、誇張も、こちつけもあるが『大名つぶした其の時に、昔に復ると言ふたのも、うそと今こそ知られけり』——などは、薩長藩閥の、最も痛い所を突いてゐる。『王政復古』と云ふことは、反動的意味を含むものではなかつた。其れは神武天皇創業の方針に、則らんとするのであり、創業の方針とは、當面歴史の拘束を、受けざることを意味する。即ち『御一新』である。公議輿論の政治こそは、其の御一新の、根本的なる一つとされたのである。其れは『大名つぶした其の時に』陛下の御誓文として、渙發された。其れにも拘はらず、明治は十年となつても、有司は、之れを實行しないのである。是に於て、薩摩人の『火性』が、爆發したのだ。

然れども、西郷軍に参加した將兵の凡てが、斯やうな思想を有したか否かを知らない。また、三州に興つた政黨が、私學校黨の主義政見を、繼承したであらうとは思へない。唯だ、藩閥政府を打倒すると云ふ一事は、兩者の、全く一致した目的であり、西南戦争の生残り連は、競つて政黨に加入した。藩閥の國たる薩摩に、早くも自由黨が繁榮したのは、全く、西郷の餘勢に因るのである。即ち、三州には、大久保—黒田—松方—山本と云ふ官

三州の二系
統

僚系統と、西郷—長谷場—床次と云ふ民衆的系統が、對立するわけだ。

三

三州の政治
團體

明治十四年、中央に於て、自由黨が創立された頃、鹿児島縣には、自治會、公友會、三州會、博愛社などと稱する、政治團體があつた。また、此れ等の外に、舊藩時代からの『郷中』も、團體的に、政治行動をなすものがあつた。

九州改進黨

明治十五年三月十日、即ち、中央に於て、大隈の立憲改進黨が、發會式を擧げた日より五日前に、自由主義を奉ずる九州各團體有志は、熊本に會して、九州改進黨を樹立した。名稱は、改進黨であつたけれども、指導精神は、板垣の自由黨を宗としたのである。東京より、自由黨の林正明が出張して、綱領の立案に参加した。其の綱領は——

第一條 吾黨は自由を伸暢し權利を擴張するを以て主義とす

第二條 吾黨は社會を改良し幸福を増進するを以て目的とす

衆議院に入る

第三條 吾黨は立憲政體を確立する事に務むべし
第四條 吾黨は廣く主義目的を同くする者と一致結合すべし

九州改進黨の組織に當り、三州地方から參加した委員は、左の通りである。

- 自治會 山口直一。
- 公友會 有馬省三、平田孫一郎。
- 三州會 上村精之助、白尾源八郎。
- 博愛社 神田與七、後醍院良望。
- 加世田郷 是林勘次郎、加藤嘉明、吉峰林、河村瀨一、野元十助、鮫島純。
- 都ノ城 澁谷潔、上木唯一、仁科武熊。
- 鶴田郷 村田孝膳、淵服相二馬。
- 知識郷 折田兼至。
- 平佐郷 柏田盛文、木下競。
- 黒木郷 小野兵一。

尙ほ、福岡縣委員は、箱田六輔、頭山滿、中村耕介、南川正雄、吉田留次郎、十時一郎、岡田孤鹿、立花親信、風斗寛。大分縣委員は、甲斐純、松井祝三郎、野尻從吉、石井碎藏、森田謹一、後藤治一。佐賀縣委員は、武富陽春、陣内利武、江上六藏、横尾純喬、牧野時之助、佐志頼男、稻垣速見。熊本縣委員は、嘉悦氏房、山田武甫、高田露、前田案山子、有馬源内、宮川房之助。

明治十七年十月、中央の自由黨は解黨した。黨員中に、驕激に走る者があつて、福嶋事件、高田事件、飯田事件、群馬事件、加波山事件、秩父騒動、名古屋事件などが、續出し、首領板垣にまで、累を及ばさんとする形勢となつたからであつた。

九州改進黨も、此の影響を受け、黨内に、解黨説を唱ふる者も現はれ、自然、空名同様となつた。明治二十二年二月に至り、熊本縣有志の發起で、熊本市に、九州改進黨大會を開催したが、之れを『九州有志大會』と、稱すべしと云ふ議論が出で、大紛糾を起した。結局、多數説で『九州改進黨大會』と決したが、鹿兒島縣委員の奥田直之、山本盛房、染川權輔は、他縣の同意見者と共に、退席した。

九州聯合同志會

そこで、同年十一月、長崎市に『九州同志委員會』を開催して、融和の方法を講ずることになった。鹿兒島縣からは、樺山資美、柏彌彦、長八次郎、海江田信近、伊知地峻が出席した。福岡縣委員中に、野田卯太郎も居た。この委員會は、鹿兒島に、九州同志大懇親會を、開催すべく決定して、散會した。

大懇親會は、翌二十三年四月十五日に開催された。來會者七百餘名。翌十六日、各團體から委員を選出して、永久的の團體組織に就て協議し、規約起草委員として、福岡縣永江純一、佐賀縣狩野雄一、鹿兒島縣折田兼至の三名を擧げた。斯くて『九州聯合同志會』が生れたのである。而して、鹿兒島に於ける自由主義諸團體は、此の機會に合同して、鹿兒島同志會と稱した。

九州聯合同志會は、事務所を福岡市橋口町三十二番地に設置した。同會常議員として選ばれた者、左の如し。

鹿兒島縣(同志會)

折田 兼至 樺山 資美 上村精之助 長 八次郎 厚地 政敏 赤堀岩五郎

宮崎縣(同志會)

志摩 清信 原田 實 長野 祐之 安田 愉逸 田村 利猷 荻原 恕平

熊本縣(改進黨)

山田 武甫 嘉悅 氏房 宗 像政 高田 露 古莊 幹實 田中 賢道

福岡縣(三州俱樂部)

由布 惟義 永江 純一 吉田 靉二郎 大庭 弘 大野 未來 不破 國雄

佐賀縣(郷黨會)

武富 時敏 松田 正久 金原五郎太夫 長田佐次郎 中江 豊造 黒木牧之助

大分縣(改進黨)

山口 半七 宇佐美春三郎 江島久米雄 久保 敬徳 中島固一郎 後藤喜太郎

九州聯合同志會は、鹿兒島の大會に於て、全國同志と一致結合の方針を執るべく決議し直ちに、委員を東京に送つて、舊自由黨の有力者、及び、立憲改進黨幹部等の間に、大合同に關して交渉した。而かも、議は容易に纏まらず、七月の第一回衆議院議員總選舉後を期して、委員は空しく引返した。

四

第一回總選舉

明治二十三年七月一日から三日まで、第一回總選舉が行はれた。三州兩縣に於ける結果左の如し。

鹿兒島縣

- 第一區(定員一人)二六八 樺山資美(同志)
- 四〇山本盛秀(保守)
- 第二區(定員一人)三三四 折田兼至(同志)
- 一九鮫島相政(?)
- 一四西彦四郎外
- 第三區(定員一人)五四一 長谷場純孝(同志)
- 一字都良之介(同志)
- 三奥田直之介外
- 第四區(定員一人)六八五 宇都宮平一(同志)
- 第五區(定員一人)一〇八三 河島醇(同志)
- 三伊藤祐徳外
- 一一三高橋爲清(保守)
- 一八有馬純幸外
- 第六區(定員一人)八二〇 蒲生仙(同志)
- 三一平田孝太郎(同志)
- 三中村博愛外
- 第七區(定員一人)二二三 基俊良(同志)
- 一六大島信(保守)

七福島靜志外

第四區に於て、同志打ち、第七區に於て、保守派と激戦があつたのみで、同志會は、よく統制を保ち、全縣を獨占した。

宮崎縣

- 第一區(定員一人)一一一五 川越進(同志)
- 五二原田實
- 第二區(定員一人)四七五 安田愉逸(同志)
- 三六〇肥田景之
- 第三區(定員一人)三二七 三宅正意(同志)
- 七六奈須榮右衛門
- 二五八佐々木雲嶺
- 二三五上田周策

右の如く、三州兩縣の當選者全部が、九州聯合同志會、即ち、自由主義者であつた。總選舉終るや、七月二十二日、九州聯合同志會の各團體委員は、福岡市に會合し、從來は、團體聯合の形であつたのを改めて、全一的團體となし、『九州同志會』と稱した。

九州同志會規約

- 第一條 本會は進歩主義を執るものをつて組織す。
 - 第二條 本會は立憲代議政體の原義に則り、政治の改良を計り、國民の權利を伸張することを務む
- 衆議院に入る

るものとす。

第三條 本會は各個隨意に他と聯合するを許さず。

第四條 本會は福岡市橋口町三十一番地に事務所を置く。(下略)

- 九州同志會黨議
- 一、立憲代議政體の原義に基き立法部と行政部の權限を明にすること。
 - 一、立憲代議政體に於ける 天皇の統治權と立法部に對する國務大臣の責任を明にすること。
 - 一、行政部に對する立法部の監督權を完全ならしむること。
 - 一、立法部は信任投票及び彈劾權を有し國事裁判の制を設くること。
 - 一、國庫の歳出を節約し政務の調理を計ること。
 - 一、國庫の歳入を計り税法を改正し以て民力の休養を期すること。
 - 一、地方税市町村税の税法を改正し及び地方自治の發達を計ること。
 - 一、民衆に對し政府の干渉を省き併て偏倚の保護無きを期すること。
 - 一、新聞集會出版の三條例を改正し司法及び警察の權限を詳にし以て人民の自由權利を伸張すること。
 - 一、選被選舉權を擴張し及び選舉區域を改正すること。

翌八月、河島醇、岡田孤鹿、山田武甫、田中賢道は、九州同志會を代表して上京し、民黨各派の大合同に就て、奔走する所あつた。然るに、改進黨中、大隈と縁故淺き者は、殆んど、悉く之れに賛同したが、大隈と縁故深い側の多くは、絶對に反對した。また、舊自由黨側にも、強ひて改進黨と合同せんとする熱意はなく、結局、舊自由黨を中心として、新たに『立憲自由黨』が組織され、三州兩縣代議士は、全部、之れに投じた。

五

然るに、明治二十五年二月の第二回總選舉では、政府の大干渉のため、三州兩縣にも、大變動があつた。

鹿兒島縣

第一區(定員一人)一五六 厚地政敏(吏)

一〇九 樺山資美(自)

第二區(定員一人)二五五 折田兼至(自)

九一 猪鹿倉兼文(吏)

第三區(定員一人)三八四 長谷場純孝(自)

- 一四九 川路 益美(吏)
- 第四區(定員一人) 五八四 柏田 盛文(吏)
- 五六〇 宇都宮 平一(自)
- 第五區(定員一人) 六〇九 河島 醇(中)
- 五三九 高橋 爲清(吏)
- 第六區(定員一人) 四二九 篠田 政龍(吏)
- 四〇二 蒲 生 仙(自)
- 第七區(定員一人) 二七 大島 信(吏)

- 二一基 俊 良(自)
- 宮崎 縣
- 第一區(定員一人) 八九七 川越 進(獨)
- 三二六 津野 常(自)
- 第二區(定員一人) 七六五 肥田 景之(吏)
- 五四〇 安田 愉逸(自)
- 第三區(定員一人) 二九一 小林 乾一郎(自)
- 一七七 藤田 哲藏(吏)

即ち、三州に於ける自由黨は、長谷場、折田、小林の三人きりとなつた。河島は純中立となつて、僅かに當選し、川越も、獨立俱樂部に轉じた。

明治二十六年十一月召集の、第五議會では、蒲生が、篠田の補缺で當選し、三州自由黨は、四人になつてゐたが、星議長彈劾問題に關し、長谷場等の鹿兒島組が脱黨し、自由黨には、小林一人が残つた。

第三回總選舉

第三回總選舉(明治二十七年三月)は、軍備費削減による解散の後で、また、民黨と吏黨の

大激戦となり、西郷從道、品川彌二郎は國民協會(吏黨)を組織して、一舉に三州を掌握せんとした。長谷場等は、自由黨を脱したけれども、民黨には違ひなく、同年五月、立憲革新黨の組織せらるゝに及び、長谷場、折田、河島、蒲生、小林は、袖を連ねて之れに參加した。河島と争つて、落選した國民協會候補者新納菊次郎は、西郷南洲の遺子西郷菊次郎であるが、納稅資格の都合上、一時新納姓を借用したのであつた。曾ては、自由黨であつた樺山、宇都宮は、國民黨に轉じ、同じく安田は、無所屬に轉じた。

鹿兒島 縣

- 第一區(定員一人) 一七一 厚地 政敏(國)
- 一四二 樺山 資美(國)
- 第二區(定員一人) 二八四 折田 兼至(革)
- 四九 池袋 啓造外
- 第三區(定員一人) 四八〇 長谷場 純孝(革)
- 七四 宇都宮 良之介外
- 第四區(定員一人) 六一九 柏田 盛文(國)
- 五八八 宇都宮 平一(國)

第五區(定員一人) 七二七 河島 醇(革)

- 五〇三 新納 菊次郎(國)
- 第六區(定員一人) 四九八 蒲生 仙(革)
- 四一五 平田 五郎(國)
- 第七區(定員一人) 五一 大島 信(國)
- 三三 伊藤 義侃(?)
- 宮崎 縣
- 第一區(定員一人) 六七三 岩切 門二(自)
- 四九八 野村 綱(?)

第二區(定員一人)七六〇 安田愉逸(無)

四九〇 肥田景之(吏)

第三區(定員一人)三七八 小林乾一郎(革)

第四次總選舉

即ち、自由黨は、岩切一人となつた。次で、第四次總選舉(明治二十七年九月)は、第二次伊藤内閣に對する、不信任上奏案による解散の後で、又々、朝野兩黨の大激戦であつた。此の選舉に、樺山は、民黨に歸つて來たが、敗れた。

鹿兒島縣

第一區(定員一人)一九六 厚地政敏(國)

一三一 樺山資美(革)

第二區(定員一人)三〇六 折田兼至(革)

一八 池袋啓造(國)

第三區(定員一人)四九二 長谷場純孝(革)

四二 宇都良之介(國)

第四區(定員一人)七六五 柏田盛文(國)

七二四 池田惟貞(革)

第五區(定員一人)七六三 河島醇(革)

四三三 新納菊次郎(國)

第六區(定員一人)五二七 蒲生仙(革)

四三四 平田五郎(國)

第七區(定員一人)七一 大島信(國)

六九 伊藤義侃(革)

宮崎縣

第一區(定員一人)六九七 川越進(革)

五二五 岩切門二(自)

第二區(定員一人)七八〇 肥田木基昌(自)

五四八 横山通英(革)

第三區(定員一人)四三三 小林乾一郎(革)

即ち、自由黨は、肥田木一人となつたが、革進黨の、目覺ましき進出は、長谷場の努力を想ふべしである。然るに、明治二十九年二月、改進黨を主力とする反自由黨各派が、合同して進歩黨を結成するに際し、革新黨も、解體して之れに参加することとなり、長谷場と折田は、主唱者となつて、進歩黨に入つたが、河島、蒲生、川越、小林は、改進黨と同行するを快しとせず、無所屬となつて残つた。

六

日清戦争後の日本は、物質的にも、精神的にも、劃期的大變化を起し、政界の情勢も、俄かに變つた。戦争の責任者であつた伊藤は、適切に、民衆の力と、其の愛國心とを認識した。戦勝の光榮に歡喜した國民は、藩閥政府が、滿更の惡政府でないのみならず、徒らに、内争に耽る場合でないことを悟つた。斯くて、伊藤は超然主義を抛つて、自由黨に手

を差し出した。自由黨も、藩閥打破一點張りの態度を緩和して、之れに應じた。双方から歩み寄つて、提携したのである。而して、伊藤内閣に次で組織された第二次松方内閣も、自由黨の反對黨たる進歩黨と提携した。斯くして、漸次、藩閥と政黨とが縦斷され、從來の、吏黨と民黨との對立は、自然に、解消されたのである。

長谷場と折田は、長閥と自由黨との聯合軍に對し、薩閥と進歩黨との聯合軍を作り、以て、政界を兩斷せんと企てたのであつた。河島をはじめ、他の三州代議士も、其の趣旨には賛成であつたが、彼等は、改進黨を中心勢力とする進歩黨に、嫌たらざる所があつた。そこで、明治二十九年十二月、厚地と柏田は、國民協會を脱して、無所屬の河島、蒲生、川越、小林と相携へて、新設の議員俱樂部（松方内閣支持）に入つた。同時に、大島も國民協會を脱して、新設の國民俱樂部に入り、翌三十年十月、右の兩俱樂部は合同して、公同會を設けた。

公同會

然るに、薩閥と進歩黨の提携は、失敗に歸し、明治三十年十二月、長谷場と折田は、共に、進歩黨を脱して、無所屬となつたので、三州代議士にして政黨に留まつた者は、自由

黨の肥田木一人となり、國民協會は、全く、三州から影を消した。

第五回總選舉

第五回總選舉（明治三十一年三月）に臨むや、折田、厚地、大島、川越の舊民、吏兩黨の先輩は、打揃つて隱退した。自由黨の肥田木も候補を斷念した。河島は、是れより先、議員を辭して、勸銀總裁となつた。斯くて、過去の行懸りは、全く一掃され、既成政黨と何等の關係なく、各區共、無競争で、有馬要介、鮫島相政、長谷場純孝、柏田盛文、有村連、佐藤通代、麓純義（以上鹿兒島縣）、津野常、横山通英、小林乾一郎（以上宮崎縣）が、當選した。實に、珍らしき選舉であつた。

總選舉後、鹿兒島組は、一時の足だまりとして、同志俱樂部に入り、宮崎組は、無所屬となり、自由、進歩兩黨が合同して、憲政黨を組織するに際しても、嚴乎として動かさず、靜かに之れを傍觀した。唯だ、柏田だけ、憲政黨内閣の成るや、文部次官に任じ、其のまゝ、官界に居据つた。

第六回總選舉

第六回總選舉（明治三十一年八月）に於ても、鹿兒島縣第七區で、同志打ちの結果、林元俊が、麓を倒して當選した外、他の各區は無競争で、前代議士が再選された。柏田だけは、

同志と分れて、文部次官になつたので、和泉邦彦が之れに代つた。

立憲政友會
明治三十三年九月、伊藤が、政黨廓清の目的を以て、立憲政友會を組織するに及び、三州兩縣の代議士は、全部之れに投じた。舉縣一致の入黨は、全國中此の兩縣だけであつた。第七回總選舉以降、第十一回總選舉まで、三州の政界分野の變動左の如し。(第七回より選舉法が改正され、大選區制となり、鹿兒島市と大島は、獨立選舉區となつた)。

第七回 (明治三十五年八月)

- 鹿兒島市 岩本信兵衛 (壬寅會)
- 郡部 柚木慶二 武滿義雄 長谷場純孝 池田二郎 鮫島相政 (以上政友會) 和泉邦彦 (無政屬)
- 大島 岡元 直熊 (政友會)
- 宮崎縣 坂元英俊 高山眞平 石川清 中原清 (以上政友會)
- 第八回 (明治三十六年三月)
- 鹿兒島市 岩本信兵衛 (政友會に轉)
- 郡部 柚木慶二 上村精之助 池田惟貞 長谷場純孝 平田二郎 武滿義雄 (以上政友會)

會) 和泉邦彦 (政友俱樂部)

- 大島 嶺山 時善 (政友俱樂部)
- 宮崎縣 坂元英俊 高山眞平 (以上政友會) 城重雄、川越進 (以上政友俱樂部)
- 第九回 (明治三十七年三月)
- 鹿兒島市 岩本信兵衛 (政友會)
- 郡部 長谷場純孝 山崎良純 武滿義雄 池田惟貞 東一左右 柚木慶二 福島美之助 (以上政友會)

第十回 (明治四十一年五月)

- 大島 嶺山 時善 (無政屬)
- 宮崎縣 石川清 靱山郷太郎 坂元英俊 (以上政友會) 城重雄 (大同俱樂部)
- 鹿兒島市 山岡 國吉 (政友會)
- 郡部 長谷場純孝 武滿義雄 奥田榮之進 柚木慶二 鮫島慶彦 肥後靜盛 高原篤行 (以上政友會)
- 大島 坂本 元明 (政友會)
- 宮崎縣 水間此農夫 坂元英俊 (以上政友會) 肥田景之 川越進 (中央俱樂部)

第十一回 (明治四十五年五月)

衆議院に入る

鹿兒島市

飛岡卯一郎(政友會)

郡部

長谷場純孝 柚木慶二 平田禎 奥田榮之進 肥後靜雄 志々目藤彦 武滿義

雄(以上政友會)

大島

麓 純義(政友會)

宮崎縣

水間此農夫 濱田政壯 瀬戸山清彦(以上政友會) 肥田景之(中央俱樂部)

(附記一) 私學校黨作の『いろは』歌

い まもむかしも神國なるに
ろ しやあめりかよふろつば
ば かな夷風に日はくらみ
に ほんのみだれば顧みず
ほ うを異國に立てかへて
へ たの將基の手前見ず
と られさうだと金銀を
ち ゑあり顔に無分別
り よく我儘仕ほうだい
ぬ すみは官員とがば民

る らうの士族おびたゞし
を ほとくの租税罰金を
わ たくしからの政事故
か ばる布告は朝夕に
よ の行末はいかならん
た かきいやしきわかちなく
れ いも作法もなくなりて
そ んは我國益は彼れ
つ まり夷國の計略に
ね い好ものうち合ふて

な には宛もあれ角もあれ
ら い名つふした其時に
む かしに復るといふたのも
う そと今こそ知られけり
ゐ のちを捨て、國の爲
の がさず討てよ倭奸を
お ほ久保三條ちぎり會ひ
く らす此世は面白や
や められうかや花の夢
ま よう心の末ついに
け とうじんらに國をうり
ぶ 具も力も捨てよとは
こ こんきかざる布告なり
え ぞ地ももばやおひとられ

て ん下の治亂は只今よ
あ すはかゝらん暗殺に
さ らば逢はんと想へども
き よき心は神ぞ知る
ゆ う士はあまた隠れるて
め いを奉ずるものもなく
み す、二人が居る故に
じ 職の人は勤王家
ゑ い名あへて好まれど
ひ 道を責る天の道
も はや此上忍ばれず
せ めてはつくす武士の
す まんの民を救はんと
京 をかぎりの死出の旅

(附記二) 第一回總選舉直前、舊自由黨は愛國公黨、自由黨、大同俱樂部の三派に分れてゐたが、九州同志會の
斡旋によつて、明治二十三年八月二十五日、此等各派委員は芝愛宕館に會合し、合同の議を決した。當日の各派
衆議院に入る

衆議院に入る

委員は左の如し。

(愛國派) 片岡健吉 杉田定一 植木枚盛 鹽田貞藏 小林樟雄 小間肅 藤野政高 秋山小太郎 鶴飼節郎

栗原亮一

(自由派) 大井憲太郎 新井章吾 内藤魯一 石坂昌孝 森隆介 小久保喜七 小池平一郎 島津忠貞 中島又

五郎 高橋安爾

(大同派) 河野廣中 菊地侃二 鈴木昌司 大井卓 末廣重恭 多田作兵衛 石塚重平 上田農夫 高橋基一

(九州同志會) 河島醇 松田正久 山田武甫 岡田孤鹿 安田愉逸 志波三九郎 宇佐美春三郎 武富時敏 宇

都宮平一

大正三年—大正五年

第一四 大隈内閣を行く

—議政壇上の處女演說—

第一四 大隈内閣を行く

— 議政壇上の處女演説 —

大正三年四月十六日、大隈内閣が成立した。床次氏が、衆議院議員に當選したのは、其の七日後であつた。

大隈内閣は、長閥が、大隈と聯合して、政友會を征伐するため、組織されたと言つてもよかつた。此の大敵に直面した政友會は、陣容を強化すべく、先づ、總裁問題を解決する必要があつた。總裁西園寺は、曩に、桂内閣彈劾に際し、詔勅の御趣旨を貫徹し得なかつた罪を恐懼して、總裁の辭任を申出でたまふ、京都に引籠つてゐたのである。そこで、政友會は、屢々使者を京都に遣つて、留任を懇請したが、西園寺は、頑として動かさず、原

原敬、政友
會總裁とな
る

大隈内閣を行く

敬を後任に推したので、今は餘儀なく、六月（大正三年）十八日、原が、第三代の政友會總裁に就任した。彼は五十九歳であつた。

大隈内閣は、成立勿々、三回の臨時議會を召集した。即ち第三十二議會（大正三年五月五日—同八日）、第三十三議會（大正三年六月二十二日—同二十九日）、第三十四議會（大正三年九月四日—同十日）である。第一は、四月十一日に崩御あらせられた昭憲皇太后の、御大喪費のため、第二は、第三十一議會に於て、不成立となりたる海軍補充費のため、第三は、同年七月、歐洲大戰突發し、同八月二十三日、日本がドイツに對して、宣戰を布告したので、其の戰費要求のためであつた。三回共、其の議案の性質上、議會は、何等の波瀾なくして終了した。

大隈内閣最初の通常議會、即ち、第三十五議會は、十二月（大正三年）五日を以て、召集された。いよ／＼戰闘開始だ。床次氏は、政友會院内總務に擧げられた。即ち、院内總務は、元田肇、大岡育造、岡崎邦輔、床次竹二郎で、本部總務委員は、元田肇、大岡育造、奥田義人、幹事長は永江純一であつた。

院内總務と
なる

衆議院の分野は、政友會二〇二、同志會九五、國民黨三四、中正會三六、無所屬一三であつた。

政府は、本議會に、二個師團増設案を提出した。政友會が反對に決したのは言ふまでもない。然るに、農相大浦は、黄白を散じて、政友會を攪亂し、爲めに、十八名の脱黨者を見るに至つた。而かも、政友會は尙ほ絶對多數を維持し、國民黨も、また、該案に反對したので、六十五票の差を以て、該案は否決され、議會は、直ちに、解散せられた。其れは十二月二十五日。

政友會は、精銳を擧げて、選舉委員會を設けた。即ち、委員長は高橋是清、委員は元田肇、大岡育造、奥田義人、山本達雄、杉田定一、岡崎邦輔、奥繁三郎、伊藤大八、村野常右衛門、床次竹二郎。

政府は、一月七日、大隈首相の内相兼任を解いて、大浦農相を之に轉せしめ、農相後任として、河野廣中が入閣した。大浦新内相は、選舉陣容を整へるために、地方官更迭を行ひ、香川縣知事川村竹治や徳島縣知事秦豊助等が、罷められた。

議會解散

選舉委員と
なる

政友會慘敗

相手の首相は、維新の元勳たり、改進黨の創立者たる老大隈である。内相は、辣腕家として、定評のあつた大浦である。山縣、井上等の元老も、内閣を支持した。政府は、公私の有ゆる機關を動員して、選挙に全力を傾倒した。総選挙は、大正四年三月二十五日を以て行はれ、其の結果は、政友會の惨敗であつた。大岡育造も落選した。奥繁三郎も落選した。粕谷義三も落選した。中橋徳五郎は、曩に大阪商船會社々長を退き、政友會に入つて、立候補したが、大激戦の末、落選した。併し、是れは、官憲に不正があつて、訴訟の結果、選挙無効の判決あり、翌年十二月の再選挙で當選した。政友會は、百八十四名から、百〇五名に轉落したのであつた。

鹿兒島縣政友會も、大島選挙區を、無所屬團の田中省三に、奪はれた。其れでも、鹿兒島縣は大成功と言つてよかつた。全國を通じ、政友會が、斯やうに、舊地盤を維持し得た地方は、一縣もなかつた。宮崎縣は、大隈内閣の出現と同時に動搖し始め、政友會は散々の態であつた。

鹿兒島縣

市 部 (定員一人)

八六四 河野庄太郎 (政)
 四四〇 春島東四郎

郡 部 (定員七人)

二三一九 床次竹二郎 (政)
 二二〇一 武満義雄 (政)
 二〇四三 柚木慶二 (政)
 二〇一八 兒玉好熊 (政)
 一九九一 奥田榮之進 (政)
 一九二七 志々目藤彦 (政)
 一八二七 平田禎 (政)
 一〇二五 木尾虎之助
 大 島 (定員一人)

三四〇 田中省三 (無)
 三〇〇 麓純義 (政)
 一二八 向井文忠

大隈内閣を行く

宮崎縣 (定員四人)

二、一一〇 小森雄介 (政)
 二、〇〇七 高山眞平 (無)
 一、九三一 三浦得一郎 (無)
 一、八五九 肥田景之 (無)
 一、六四〇 濱田政壯 (無)
 一、四四四 水間此農夫 (無)
 一、三一四 松葉秀太郎 (政友)
 一、二〇四 大塚氏明 (中正)
 一、一五一 甲斐健一
 一五〇 其他

濱口雄幸は、此の總選舉に於て、高知市に立候補し、政友會水野吉太郎の三百八十一票に對し、四百九十九票で當選した。若し、政友會側に、内訌起らず、非公認候補光森徳治が出なかつたら、濱口は、落選疑ひなく、非常な苦戦であつた。

徳富蘇峰氏は、其の著『大正政局史論』に、左の如く評してゐる。

總選舉の結果は意外なりき。其の意外は政友會に取りてのみならず、又政府に於ても意外なりき。

政友會が斯くまで敗北するを豫期せざるが如く、政府も亦斯くまで大勝を博すべく豫期せざりしなり。投票開際に於て政府筋の豫測は政友會百二十名にして同志會百五十一名たり。而して開票の結果は如何。同志會は先づ豫測と大差なしとするも政友會は百五名となれり。憐れ四個月前までは二百五十六名なりしもの今や其五割弱を失へり。而して與黨三派の聯合は優に議會に於て絶對的過半数を制するに餘あるなり。政友會が此の異常の結果を見て大浦の選舉干渉を絶叫したるも決して無理ならぬ也。

二

第三十六議會

第三十六議會（大正四年五月二十日—同六月九日）は、解散後の特別議會である。衆議院の分野は、――

政友會	一〇四	同志會	一五〇
國民黨	二七	中正會	三五
無所屬	九	無所屬團	五六

院内總務となる

床次氏は、また、院内總務に擧げられた。即ち、院内總務は元田肇、岡崎邦輔、床次竹二郎、村野常右衛門で、本部總務委員は、高橋是清、岡崎邦輔、村野常右衛門、幹事長は小川平吉であつた。

議長候補に當選

床次氏は、政友會と國民黨に推されて、議長候補者となり、第三候補に當選した。第一候補は島田三郎、第二候補は横山章（以上與黨）であつた。

是れより先、政府の、對支外交に對する非難の聲が、囂々として沸き起つた。其れが、正當の非難であつたか否かは、茲に論ずる必要はないが、兎に角、支那に排日、排日貨運動の起つたのは、此の時からである。また、加藤外交が、餘りにも、屈英的であると云ふ

大隈内閣を行く

非難も高かつた。そこで、本期議會に於て、政友會と國民黨は、提携して、之れを弾劾すべく準備した。

五月二十二日の本會議に於て、先づ、之れに關する質問戦が開始され、政友會の元田肇國民黨の伊東知也に次で、床次氏が起つた。是れが、議政壇上に於ける床次氏の處女演説である。

處女演説

議長（島田三郎君）床次竹二郎君。

床次竹二郎君 本員のは……（登壇登壇と呼ぶ者多し）簡單なる數箇條であります（登壇登壇と呼ぶ者多し）

議長（島田三郎君）不規則の發言を止めます。登壇を願ひます。外の聲で話が聴取れませぬ。

床次竹二郎君 一問毎に御答を戴きますれば大層私は仕合に考へますが、左様な御許可は得られぬものでありませうか。

議長（島田三郎君）答へる方が御承諾であれば議長は干渉致しませぬ。

（登壇登壇と呼ぶ者あり）

床次竹二郎君 それでは外務大臣に御尋致します。

議長（島田三郎君）外務大臣の答は總ての事を言盡した處で、箇條に付て御答すると云ふことであります、登壇を願ひます。（衆議院議事速記録）

是に於て、床次氏は、悠然として登壇した。野黨席から、嵐のやうな拍手が起る。床次氏が『諸君』と發言するや、満場水を打つたる如く、此の新人に、目と耳とを集注した。床次氏は、底力あるバスを以て、左の質問を試みた。

諸君、本員は、今日の時局に際して、現内閣が日支の親善の關係を増し、東洋の永遠の平和を維持せんが爲めに、茲に日支間の關係を解決しようとして、努力致された事につきましては、洵に感謝致すのであります。又其要求せられた條件も、吾々の平生

大隈内閣を行く

希望する所でありますから、是亦大に満足致すのであります。(「それで宜しい」と呼ぶ者あり) 唯彼我の誠意が能く貫徹致さなかつた譯でもありませんか、獨り案件其ものに付ての解決が不充分であるのみならず、兩國民の間にも、感情を悪く致した影響があるやうにも考へます。此の點は、大に遺憾とするところであります。先刻、外務大臣より大體の御報告を得ましたが、右様な次第でありますから、尙數箇の點に付て茲に御尋ねを致して置きたいと、考へるのであります。第一は、本件交渉の開始は、突然に袁大總統に提出せられたやうに承りますが、果して左様な手續でありましたでありませうか。之を承りたいのであります。或は普通の場合には、先づ外務當局者に交渉を開かれるやうにも聞きますが、その所は如何なものでありますか、と云ふ事を承りたい。次に談判の開始される前後に、第三國に案件の内容を、通告と申しますか、若くは内示と申しますか、兎に角、通告なり内示なりをせられたるものでありますかどうか、之を承りたいのであります。若し内示致されたとするならば、案件の全部であるか、又は一部であるか、どの邊の程度まで内示されたのであるかを、承りたいの

であります。世間に傳ふる所に依りますれば、同盟國其他より質問がありました、希望條件であると云ふことを——成程是は略します。先程希望條件であると云ふことを承りましたから、是は略します。次に此第五項は、先刻の御説明で、希望であると云ふことを承りましたが、希望と要求とは、其の間にとれ程の差別がある譯でありませうか。其所を承りたいのであります。或は第五項は、先程の御説明に依りますれば、強ひてこちらの主張を貫徹したいと云ふ御考へもない如くに、考へられるのであります。もし左様なことでありますならば、之を始めより要求案件の中に列記致されずして、交渉せられたことであつたならば、如何なものであるかと云ふ考へを持つて居るところより、御尋ね致す次第であります。其次に御尋ね致したいと云ふことは、交渉の半に、先程元田君より質問せられた如く、交替期に先立つて兵を送られたと云ふことは、其理由、事情等があれば、詳しく承りたいのであります。其次に御尋ね致したいことは、第五項を、後日の協商に御譲りになつたのであります。其理由は、如何なることとありますか、譲られたに付ては、後日協商をなすに何等かの餘地を存

して、留保されるところがあつたものでありますか、否や。若しさう云ふことがありましたならば、如何なることがあるかと云ふことを、御示し願ひたい。尙第五項の中の南支鐵道に付ては、特に第三國の關係を尊重し、修正を加へたと、外務省の交渉顛末に載つて居りますが（「議員の一年生」と呼ぶ者あり）。

議長（島田三郎君）靜肅に……

床次竹二郎君 第三國の關係のあると云ふことは、初めより御調査になつて居つたこととでありますか。又は交渉の半に至つて、明瞭したことでありますか。それを承りたいのであります。次に交渉が難局に陥つた際に——難局と云つては語弊があるか知れませぬが、兎に角行惱みになつた際に、第三國より、何等か帝國政府に申込みたることがあるやうにも、傳聞致します。先程あつたやうに御話になつた如く承りますが、果して事實であるならば如何なる事柄でありましたかと云ふことを承りたい。其次に最後通牒に至つて大讓歩をなされて居るやうでありますか、右は如何なる理由に基くのでありませうか、四月二十六日でありましたか、第二修正等の際に此大讓歩をなすこ

となくして、最後通牒をなすに當つて、大讓歩をなされた。それは如何なる理由事情があつたのでありますか。其次に承りたいことは、最後通牒の前、即ち新聞に依りますれば、五月の三日若くは四日頃に、支那の各地の領事に於て、居留民に引揚準備の諭達を與へられた。従つて、居留民にして引揚げた者も、少くないと云ふことを承りますが、右領事に、何か本省より、訓令の筋でもあつたものでありますか否や。若し又左様なる訓令を出されたと云ふならば、其理由は如何なる譯であるかと云ふことを承りたい。次に膠州灣の還付に付ては、日支の關係を考へ、東洋の全局の平和の爲めに、之を還付せられると云ふことは、洵に帝國の公明なる態度であつて、本員に於ては是は異議はありませぬ。（「ひやく」と呼ぶ者あり）唯こちらの自由に處置し得べき所の膠州灣を、彼の場合に於て還付することを聲明せられたと云ふ事は、談判交渉の結果聲明せざるを得ぬことになつて、聲明されたものであるか、それ等には全く自由であつて、全く帝國の好意より、聲明をさるゝに至つたものでありますか否や、と云ふことを承つて置きたい。其次に承りたい事は、此度の交渉談判に付ては、度々機密が外

聞に漏れたことであつて、外交の交渉にして、斯くの如く機密の漏洩された事は、本員共は承知せぬ所ではありますが、日本の態度が、支那並びに第三國に分つて、談判上にも、又は兩國間の感情の上にも、不利尠くなかつたと考へるのであります。之が爲めには、或は將來日本の外交の信用にも、關係があらうかと思ふです。其邊に付ては、外務大臣は何等か手段を執られたものでありますか否や。之を承りたいのであります。もう一箇條、近時新聞に依りますれば、排日運動が支那の各地に起つて居るやうであります。政府は、其原因を如何に御觀察になつて居るのでありますか。且つ此運動は、どれ程續く御見込でありますか。又それに付ては、何等か政府として、方法を講じて居られるのでありませうか、と云ふことを承りたいのであります。

(衆議院議事速記録)

床次氏は、外交上に及ぼす影響を顧慮しつつ、嚴に言辭を謹んだ。また其の質問は、質問に名を借りて、自己の意見を述べ、以て世に誇らんとする、常習的の型を破り、眞に世

上の疑惑となつてゐる點、識者の憂慮しつつある點に就て、説明を求むるに止め、極めて含蓄に富めるものであつた。加藤外相は、他の質問者に對しては『何々君』と呼んだに拘はらず、獨り床次氏に對しては、一々『床次さん』と呼び、叮嚀親切に答辯し、特に膠州灣問題に關して、左の如く述べた。

加藤外相の
答辯

膠州灣の還附のことは、床次さんは政府と所見を同じうせられた。誠に喜ばしい次第であります(拍手)。公平なる人は、また大局に通ずる人は、斯くの如くなくてはならぬのであります(拍手)。不幸にして黨を異にして居りますが、誠に平常から尊敬して居る床次さんに對して、一層尊敬の度を増すと云ふことを得るのは、私の極めて欣幸とするところであります。(衆議院議事速記録)

床次氏は、苦笑しつつ再び起つた。――

(前略) 膠州灣還附のことに就ては、些か私の言葉が足りなかつたので、誤解を懐いて居られるやうである。また、誠に御賞讃の言葉を頂戴して、名譽に考へますが、私は膠州灣還附は、方法と条件とに依つては、勿論、差支へないと云ふ考へを持つて居るのでありますけれども、唯今御尋ねを致しました趣意は、聊か其の邊に不満があるために、奇麗な、公明なる、日本の態度に依つて、自由に決せられたのであるか。交渉の結果、止むを得ず其處に到らなければならぬことになつて、還附のことを聲明されたのか、何うか。それを御尋ね致したいと云ふ趣意であります。(衆議院議事速記録)

『時事新報』の議會雜觀記者は、床次氏の質問を、左の如く評してゐる。

▲伊東知也君に代つて、壇上の人となつた床次竹二郎君は、雜觀子も初對面なれば、御本人も初舞臺である。前の鐵道院總裁今の政友會總務だ。元田君によつての代表質問が、表看板なれば、床次君は本舞臺の立て役に相違ないと、議場は森閑として耳を

傾けた。▲無用な活氣には乏しいが、莊重の辯は、外交質問としては、上品な所を見せた。之れに對する外相も、元田君に對するとは違つて、鄭重な答辯振り、殊に一彌次り毎に、島田議長『不規則な發言を禁じます』と、注意周到な議長振りを示した故か、ガタリとも言はぬ間に應答が濟んだ。▲床次君は流石に『青島還付の主旨には賛成であるが、其の條件と場合には……』と、政友會の『還附反對』を柔らげたので、ヤツキ黨には不平を醸した模様だが、外交質問としての體裁は立派であつた。

六月三日、内閣彈劾決議案が日程に上るや、原政友會總裁自ら壇上に登つて、提案理由を説明した。外交の失敗を暴露することは、國家のため、彼の忍び能はざる所であつたから、彼の演説は、至つて簡單であつた。次で、犬養國民黨總理が、賛成演説を試み、議案は、政府與黨の壓倒的多數によりて、否決された。

政・國聯合軍は、次で、内相彈劾決議案を提出した。内相大浦に選舉法違反及び收賄の事實ありと、認めたからであつた。次で、野黨は、政府の選舉干渉に關し、内閣不信任決

議案を提出し、床次氏が、其の提案理由の説明に當つた。與黨は、新たに絶對多數を得し、意滿ち、氣傲りて、暴風の如くに、野次を飛ばしたが、床次氏は、之れを物ともせず、却つて、野次を逆襲しつゝ、堂々たる武者振りを示した。

(床次竹二郎君登壇)

唯今議題になりました決議案に就きまして、簡単に説明を致します。事實に就て詳しく論じますことは、後に我黨の武藤君が出て説明致しますから、之に就ては略して、本員より、極めて簡単に説明を致してをきます。選舉の自由は公正を保ち、選舉界の廓清を計ると云ふのは、現内閣の政綱の一として發表せられたところである。「その通り」と呼ぶ者あり)。此度の總選舉後に就て觀察致しまするに、現内閣が成立致しましたから此方、度々地方官の更迭を行ひ、此春までには、殆んど全國に亘つて更迭をされたのであります(「政友會内閣はどうだ」だまれ／＼)と呼ぶ者であり)。殆んど各縣とも變つてゐるのであります。斯の如き甚だしき更迭は、此内閣に至つて始めてあると考

内閣不信任
案提出理由
説明

へます(「のうのう」どう致して)と呼ぶ者あり)。而も其更迭の甚しかりし跡に就て考へまするに、地方官吏の腦裡に、一種の感覺を與へ來りつゝあると考へるのであります。一種の色を以て、地方官吏の頭は、漸次染まりつゝあると思ひます(「誰れが染めた」「黙れ」と呼ぶ者あり)。現に本員などのところへ參る若い官吏では、轉任を命せられて喜ぶべきであるか、悲しむべきであるか、如何にすべきであるかと云ふことに就て、疑を持つて參る者もあるのであります(拍手起り「のう／＼」と呼ぶ者あり)。此の如く地方官吏の頭に、一種の感覺を與へると云ふことは、地方の政治を進めて行く上に於ては、前途誠に憂ふべき現象であると思ひます。何事を措いても、現内閣は最も官紀振肅に重きをおいて、努力せられて居るのであります。けれども若し官吏の心理状態に於て、今私が申す如きことを感じて居ると致しますれば、誠に地方政治の前途は憂ふべき事柄であると思ふのです(「大に變つてゐますよ」と呼ぶ者あり)。又現内閣は、黨弊の打破を頻りに叫ばれるのである(「その通り」と呼ぶ者あり)。本員に於ても、打破すべき黨弊があるなら、宜しく打破すべきであります。さりながら、現内閣の成立以來の跡

に就て考へまするに、黨弊打破の聲の下より、更に新しき黨弊を樹立せられつゝありと考へるのであります（「のうく」に其他發言する者多し）。唯茲に私は多くを列擧することなく、一二の例を擧げて見ますれば、曩に本議場に於て議論になりました所の、責任支出の中にある、例へば航路の補助であるとか、若くは港灣築港の補助であるとか若くは水道の補助であるとかといふやうなものは、之を公平に考へましたならば、臨時議會を待つて處理されるのが、穩當な遣方であると考へる（拍手）。總選舉に差迫つて處置をせられたと云ふことは、疑はざるを得ないのであります。又地方政治に於きましては、石川縣の如きは、現に利益の交換問題を以て、與黨の擴張を圖つたではなしか。又今度の選舉に現はれました所より察しまするに、選舉に従事した人々の頭には、政府與黨には、知事始め警察も大に同情がある。若くは吾々の求めに依つて吾々に都合の好い所の郡長なり警察署長なりの更迭をもし得ると云ふ考へを、有つたことは事實であります。此の如く、黨弊を打破すると云ふ聲の下より、新たな黨弊が樹立されつゝあると云ふことは、明かなることであります。之に就ては、選舉の公平を

盛んに唱道する所の現内閣としては、重く其の責に任せなければならぬと考へます。又今度の選舉に就て、現政府の態度に於て、如何にも不謹慎な所があり、放縱なる所があつたと考へます。是も多くの例を擧げるとは致しませぬが、民間有志の宴會、懇親會等は、極めて嚴重に取締られたのであります。然るに、現政府の諸公が地方に出られた時分に、官民懇親會の如きは、何等の束縛なくして行はれて居つたのであります（「あなた方も盛んにお遣りになつたらう」「原君に聞くべし」と呼ぶものあり）。其の事は一言お答へをして置きます。政友會内閣の時に、選舉干渉などの聲を聞いた事はありませぬのみならず、本員が甚だ遺憾に感じて居るのは……（發言する者多し）

議長（島田三郎君）靜肅を希望します。

床次竹二郎君 御互に國事を議するには、前途我國の爲になれかしと云ふ考を以て論ずるのであります。然るに何事でありますか、一個人が喧嘩でもする如く、貴様が此の如き事をしたから、己等もするのであると云ふのは、誠に受取れぬ話であります。是まで如何なる事があらうとも、御互に此の國の爲に盡す以上は、前の事は前の事で

宜しい、是から後に弊害の無いやうに努めなければならぬのであります。度々、此議場に於て、此の如きことをお互に言合ふことは、誠に遺憾千萬に存じます（拍手起り、「床次君の爲に惜しむ」島田議長、島田議長」と呼ぶ者あり）。

議長（島田三郎君）静肅に――

床次竹二郎君 又現内閣の大臣方が、連名を以て候補者に推薦状を出されて居る。或は又、電報を以て投票の依頼などを致されて居る（「立憲政體には差支へなし」と呼ぶ者あり）。成程立憲政體には、此の如きことは別に怪むべきことでないかも知れぬ。併しなから諸君御承知でありませう、彼の推薦状を或は額面に致したり、或は彼の電報を神棚に上げたりして居ると云ふことである。現在の民情は是の如き有様であります。此の時勢に當つて、苟も政府の要地を占めて居る人の行動としては、餘程謹慎を保つべきものであると云ふことは、何人も論のない所であらうと考へる（拍手）。然るに、敢て此の如きことを爲さると云ふことは、選挙の公平を、何處までも維持しようとする云ふ聲明をして居られる現政府としては、不謹慎と云はなければなりません（惜しむべき好

漢黨弊に囚はる」と呼ぶ者あり）。殊に地方警察官の、此選挙中に於ける非行の聲は、各所で聞くのであります。甚だしき例は、申すまでもなく石川縣の如きこともあります。が、此の如き事は、先づ例外と致しました所で、吾々が各所至る所で聞くのは、警察官が有権者に向つて、お前は誰某に投票せんと欲するのであるかと云ふことを、聞いて歩いたと云ふことでもあります（それは原君が教へたのだ」と呼ぶ者あり）。私は此の事柄は、誠に輕微なことである如く見えますけれども、事は甚だ輕微でないと思へる。今日の有様に於て、警察官より斯の如き問答を爲すと云ふことは、選挙人の自由意思を甚だしく束縛するものであると考へます。自由の選挙を行はうと云ふには、餘程大なる關係がある事柄と、考へるのであります。それは必ずしも政府から命があつたと申すのではない。或は單に上の心を警察官が迎合するのでありませう。本員はその所は敢て問ふのではない、兎も角、今日の實際に於て、警察官が斯の如きことを致さなければならぬと云ふやうな空氣になつて居ると云ふことは、甚だ國の爲めに、憂ふべきことであると考へるのである。曩にも申す如く、政友會であるとか何んであるとか

云ふことを、本員は言ふのではない（天に向つて唾するが如し）「誰かの時には巡査が人を斬つたではないか」「人民を斬つたではないか」その他發言する者多し。殊に警察官の行動が、政府與黨に寛にして（「のう／＼」と呼ぶ者あり）、反對黨に嚴にあつたと云ふことは、到處で聞くのであります。殊に甚だ不思議に思ふのは、檢事の地方出張に際して、警察官が尾行探偵を致したと云ふ事も、聞いたのであります（「聞いたが間違ひだよ」と呼ぶ者あり）。是等は行政機關の間に、嫉視反目を來す原因となりはせぬか。斯の如きことは誠に輕微なことのやうでありますけれども、事は甚だ重大なものであると考へる（拍手）。殊に石川縣の知事が、終に是が爲めに罷めたことは申すまでもなく、昨今は終に此の選舉に關したることよりして、内相並に内閣書記官長が、終に訟廷に問題になつて居ると云ふことは（「誰がしたのだ」「それは自分の仲間がしたんだ」と呼ぶ者あり）、甚だしき失態と言はなければならぬ（拍手起り「大隈内閣萬歳」と呼ぶ者あり）。先きに申す如く（選舉を始めてやつてびつくりしたんだらう」と呼ぶ者あり）本員の事實を申すことは是で止めて置きます。要するに政府の態度が、其の聲明するところに反して、甚だ不謹慎

であり、放縱であり、公正を缺いたと云ふことは、明かであると考へる（「のう／＼」拍手起る）。それと共に、將來の選舉界に尠からざる弊害を（「のう／＼」胎すことになつたと云ふことも、争はれぬ事實であると考へる（「のう／＼」拍手起る）。如何に諸君が「のうのう」と言はれやうとも、事實は之を證明して居るのであります（「證明は出來ない」「證明は出來てゐない」「大島久満次君はどうだ」と呼ぶ者あり）。諸君は自己の良心に問ふたならば、此の事は明かであると考へます（「のう／＼」其他發言する者多し）。若し今日の如き事にして、不謹慎なる政治家が立つて、此の徹を踏んでやると云ふことであります。斯の如き事ならば、憲政の前途は、誠に憂ふべきことと考へるのであります。斯の如き事に就いては、現政府の諸公は、其の責に任じなければならぬと思ふのであります（「のう」拍手起る）。（衆議院議事速記録）

大浦内相を
訴ふ

右兩案が、與黨の一蹴する所となつたことは、言ふまでもないが、首相大隈の答辯中に『大浦の行爲に就て、何か證據があらば訴へよ。司法裁判には、干渉抑制する事なし』と大隈内閣を行く

言つたので、村野常右衛門は、總務委員を辭して、政友會の黨議と關係なきことを明かにしたる上、今村力三郎、鹽谷恒太郎兩辯護士に託し、大浦を法廷に訴へた。検事局は、之れを受理し、審理の進行中、二個師團増設問題に關し、大浦が、多數の政友會員を買収した事實が、暴露し來つた。

三

井上の加藤
排斥

大隈内閣は、反對黨の猛烈なる攻撃を受け、議場は、屢々大混亂に陥つたけれども、兎に角、第三十六議會を通過し得た。然るに、議會閉會後、突如、元老井上が、半身不隨の不自由な病軀を忍びて、興津から上京し、六月十九日に、山縣と會談した。翌二十日、彼は、大隈に來邸を求めて政情を質問し、次で、二十三日、山縣、松方、大山の三元老に來會を求めて、密議した。二十四日、彼は、更に、大隈及び三元老と、自邸に會した。其の中心問題は、加藤の對支外交を、大失敗なりと認め、外相の更迭を、大隈に迫まつたので

あつた。

其れが實行出来る筈はなく、井上は、大浦等になだめられて、再び、興津に歸つて行つた。

大浦の犯跡が、検事局に發見されたのは、其の頃のことである。而かも、世間は素より内閣も、其れを知らない。七月二日には、新設の各省參政官及び副參政官が任命され、與黨は、お祭りのやうな賑ひであつた。濱口雄幸は、大藏省參政官に、町田忠治は、農商務省參政官に、安達謙藏は、外務省參政官に任せられた。

此の間、大浦事件は、極秘の裡に進展し、七月二十八日、大浦は、遂に、辭表を捧呈した。翌二十九日、大隈は、閣議を開き、進退を議したが、單獨責任説と、連帶責任説と兩派に分かれ、意見の一致を見るに至らなかつた。

閣議は、三十日も續開されたが、尙ほ、決定しない。同夜、早稻田の大隈邸に開かれた閣議に於て、最初より、總辭職説を固持して動かなかつた外相加藤が、熱心に大隈を説いた結果、遂に、總辭職と決し、翌三十一日、首相以下閣員全部、辭表を捧呈した。

大隈内閣改
造

後繼内閣に關する御下問は、直ちに、各元老に降つた。山縣は、内閣の更迭を好まなかつた。松方、井上も之れに賛し、大隈に、留任を勧告した。大隈は、直ちに、之れを快諾し、外相加藤に留任を勧めたが、加藤は、斷乎として拒絶した。藏相若槻も、海相八代も留任を肯んじなかつた。そこで、大隈は、内閣を改造して留任するに決し、元老は、此の旨を奏上したので、八月九日、大隈の辭表は却下され、翌十日、内務大臣に一木喜徳郎、大藏大臣に武富時敏、海軍大臣に加藤友三郎、文部大臣に高田早苗、逓信大臣に箕浦勝人が、其れど、新任或は轉任し、而して、外務大臣は、一時、首相大隈が兼任したが、十月十三日、駐佛大使石井菊次郎が歸朝して、之れに任せられた。

また、同時に、仙石鐵道院總裁、安達、下岡、濱口、桑田の四參政官、鈴置副參政官も辭職した。

大隈改造内閣は、甚だしく其の質を低下したのみならず、對支外交は、殆んど、無軌道の亂脈に陥り、内政に於ても、米價調節、蠶糸業救済に失敗し、また、乃木家再興に關して、天下の非難を買つた。九月四日、大隈内閣の産婆役であつた元老井上が薨去した。今

や、元老も、貴族院も、全く、大隈に望みを絶つた。

唯だ、大隈の光榮であり、國を擧げての喜びは、十一月十日、大正天皇の御即位式が、滞りなく濟んだことであつた。

四

此の年十二月十七日、友子刀自が逝去した。享年六十六。刀自は、世に稀なる賢婦人であつた。床次氏は『追懷誌』と題して、次の如く手記してゐる。

(上畧) 父の死んだ時は自分は三十二歳、弟は十一歳であつた。末子だけに大に母が可愛がつて育てた弟が、大學を卒へて月給取になつたのは、明治四十四年であつた。是で直ちに自分の負擔が輕くなつたばかりでなく、子として母への務めも此弟が受持つて、或は大神宮に、或は日光に、善光寺に、出雲大社に、或は富士登山に、高野山に、鹽原温泉にと、諸處を伴れて歩いたので、母も非常に喜んで居つた。今では孫や曾孫を合せて十九人となつた。家内も圓滿である。母も是からます

ます氣樂なる所を、昨年十月二十四日、弟の家に行き、それから京都の妹の許をたづね、御大禮を拜觀すると云うて出たなり、弟の家で腸胃病だというて床についたのが因で、京都にも行けず、遂に不起の病になつたのである。

時恰も議會で、病中も自分は思ふ様には竭せなかつたが、幸に弟夫婦が看護婦も及ばぬ程に親切に大事に仕へて呉れたから、自分も助かつた様に心を安んじて居つたが、母も定めて此點は満足して呉れたであらう。唯、壽命だけは醫藥も、看護も何も彼も、何共いたし方がなかつた。母は平素から、花、植木など山水自然の風物を愛尚し、かたはら和歌がすきであつた。東京病院に入院中、衰弱の極にありながら、こんな歌を詠んで、しづに書かしてゐるのを自分は後で知つた。

今日までは露の命をなからへて

まもり給ひぬ四方のかみく

社寺詣を日課のやうにしてゐた母が、生前に於ける最後の歌である。十二月になつてからは水一滴も咽喉を通らず、恍惚として昏睡状態に陥つた。

十五日は天氣朗らかに、風靜かに温かな日であつた。母は早朝目覺めて、今日は氣分が好いと云ふのであつた。恰かも宜矣、その日は孫共は學校が午前中休課で、家に居つたのを幸ひに、伴れて行つて母の枕許に集つた。母は心地よげに話した。昨夜までは、何とも言はれぬイヤな心持で闇暗中に居る様な氣がしたが、今日は氣が晴れくした。腹の痛みもなくなつた。神様に御酒でも供げ

て、その御酒を皆なで戴かうと、かくて三杯を飲み乾し、舌打して美味しい様子であつた。そこで我等兄弟三人とも、互に盃を飲み廻した。すると、母は何呉れと物語りをするのであつた。燈火の將に滅せんとするや、その光まづ明かなりと申すが、或は是が最後の袂別なるべしと思へば、重く暗く胸がせまつて、兄弟皆涙を浮べた。

打ちつとひ神の御前のさかつきに

なかき別れを惜しむ今日かな

十五日は終日心地よし。十六日は午前一寸目醒めて後は、視力、聽力共に乏しく、遂に十七日の夜十一時半といふに、いと安靜に神去り給ふた。兄弟三人、その他誰れ彼れ、枕邊にあつたが、萬事は既に休した。

限りあるものにはあれと惜まるゝ

今しはしはとたゞいのりしを

十八日納棺、移靈祭。眠りたまへるさまは猶生き給ふがやうである。(中略)

二十五日。一日引上げて十日祭を執行し、その午後四時、遺骨を擁護して東京驛發の汽車にて鹿兒島に直行。正廣夫妻、正一、徳二を伴ふ。

二十七日午前十一時十分、鹿兒島驛着、その儘直ちに新照院大徳寺なる先塋の墓地に行き、埋骨祭を營み、萬事滞りなく亡父の墓側に葬つた。(中略)

諸人の心つくしのあつけられは

いとやすらげく眠りませ

故山の風色は昔ながら秀麗にして愛すべく、地方の人士は舊の如く、情誼に濃かにして親しむべく、去來の日は、天氣さへも朗かで温かであつた。

生れてはまた歸るへき懐かしの

ふる里の山すみよかりけり

一月十四日晴天、五十日祭を三十日祭と合せ行ひ、内神（靈舎）に合祀し、かくて神事を終る。

内神の護りたまへは今日よりは

さらにつくさん大君のため

友子刀自の歌

友子刀自は、獨りひそかに、歌を作ることを楽しみにした。添削を頼む師匠もなく、折に觸れて所懐を述べたに過ぎなかつたが、天分があつたのであらう。其の中から――

心をは世にあるひとはすなほにと言ひし聖のをしへまもらむ

みほとけの深き恵みをいまよりは母とたのみて仕へまつらむ

心の歌

わか心世にあるかきりすなほにて過すは法のをしへなりけり

ひさかたの今宵の月のさやけさを心のくものはれてこそみれ

人は心もて心を苦しめんことをやめて、心にかどをたてず、柔かにして内にはかたき心をまもり、うはべには、ふはり与人につきあいをなさば、角にあたりてこはれる事もなく、跡かたつくる氣遣ひもなく世を渡らるべし。上層の人もほど／＼のうれひあり、下層の人もほど／＼のうれひあらん。上も下も、心をくるしむるは變りあらじ。何によらず、人は求めてうれふることおほし。痒きところには手も届かず、こなたにて思ふことは、かなたにそはず、かなたにて望むことは、こなたにかなはず。いともどかしけれど、凡そ、こは世のならひにて奈何はせむ。人生は短かくて長きやうなるもの也。

老ひたる身のつく／＼とみづからを思ふに、今の世の人とは顔かたちこそおなじけ

れ、何の學問も知らず、たゞ心に恥おもふのみ。幼きころより父上にわかれ、母上にぞだてられ、漸く人となり、一生を力とたのむ背の君にさへ、一時は遠ざけられて、心もひがくしう、風にもまるゝ木の如く、この頃は身もかゞまりて、いともにくくおぼえて、

すきこしは昔のゆめとあきらめて

けふこの頃そ家もさかゆる

氏神さまより、善き子供をさづかり、親子兄弟、仲むつましく、親せき友だちまでもしたしくつきあひ、月花をたのしくながめ暮すこそ、わが世一つの幸なれ、老いたる身なれば、目のみえん内、足のはこばん内と、ゆかまほしき處にはありきても見む。あやまれる事もあらば直してよ。

明治四十二年一月十六日しるす

友子刀自には、此の外、尙ほ、多くの咏草(附註二)がある。床次氏は、之れを印行して、縁故の

人に願つた。

六

第三十七議會（大正四年十二月一日—同五年二月二十八日）に於ても、床次氏は、元田肇と共に、院内總務に擧げられた。本部總務委員は、高橋是清、岡崎邦輔、村野常右衛門、幹事長は、小川平吉、政務調査會長は、山本達雄であつた。

此の議會に於て、床次氏は、政友會を代表して、日支銀行法案修正意見を述ぶるため、壇上に立つた。經濟、外交を織り交ぜたる長演説であつたが、論旨明晰、寸分の弛みなく大に好評を博した。

政友會は、大隈が、罪を大浦一人に嫁して、留任したことを、憲政の本義に背くものとなし、國民黨と提携して、内閣不信任決議案を提出し、原總裁自ら壇上に立つたが、多勢に無勢、如何ともすべからず、案は、直ちに否決された。

然るに、貴族院の大勢は、既に、議會前から、今議會に於て、内閣を打倒すべく決定してゐた。其れは、御即位の御大典に參列のため、京都に落ちつた平田東助、後藤新平、田健治郎、小松原英太郎等によりて謀議され、歸京後、各會派を糾合結束したのであつた。最初、彼等は、内閣彈劾案を提出する計畫であつたが、貴族院の壇上から、内閣を彈劾することは、穩かでなく、殊に、外交の失敗を摘發することは、避けなければならぬと考へたので、減債基金還元問題を取り上げた。減債基金還元は、大隈が、大正五年度から、之れを實行すべく、前議會で公約したに拘はらず、豫算に現はれて來なかつたのである。貴族院は、其れを難詰するのであつた。併し、其の金額は僅々六百五十萬圓であつて、實は、何うでもよかつたのである。故に、前田利定が『此の問題は、オブラートである』と言つた所以だ。即ち、其れは、内閣不信任案を包めるオブラートであつたのである。斯くて、貴族院の攻撃は、一月十七日の本會議に於ける、田健治郎の該問題に對する質問を先驅として、外交、財政一般に展開し、内閣をして顔色なからしめた。是に於て、大隈は、大に窮し、一木内相或は田中參謀次長を小田原に遣り、救ひを山縣に請はしめた。

減債基金還元問題

山縣は、容易に之れに應じなかつたが、議會閉會を待つて、大隈が辭職する旨、堅く約束するに及んで、やつと腰を上げた。

二月一日、山縣は、上京した。彼は、調停に着手するに先ち、先づ、大隈と會見し、辭職の約束に就て、念を押した。

翌二日、彼は、田健治郎を招致して、大隈が、議會後に辭職すべく約束した旨を告げ、豫算成立に盡力するやう勸告した。田は、大隈が約を守るや否やを疑つたが、山縣が『此の事は、松方、大山にも告げ、また、陛下にも内奏して置くつもりだ』と言つたので、妥協を承諾したのであつた。(『田健治郎傳』参照)。

斯くて、貴族院は、減債基金還元に關する附帶決議を附して、豫算案を通過し、内閣の生命は、山縣の手中に預けられた。

(附記一) 加藤外相の答辯要旨

- 一、日支交渉の發端は、去る一月十八日、我が日置公使が袁總統に面會して、我が要求を提示したのが始めである。
- 二、希望條件云々に關しては、勿論之が貫徹を望みたるは言を俟たない。而して談判に當つても、其理由ある所を

大隈内閣を行く

述べたるものである。三、第五項の、第三國に對する内示如何の問題に關しては、是れは全く便宜より出でたものであつて、最初此れ等のことの、外國新聞に依りて誤り傳へらるゝや、帝國政府は之が誤解を恐れ、後日に至つて、其の内容を通告した。四、南支方面に於ける、第三國との關係問題に關しては、或る者に關しては、勿論第三國が借款權を有したるを知り居りたるも、我國の希望したるものは、此れ等のものと同一線路でない。而して、此れ等の問題に關しては、第三國の希望を尊重せざるを得ない。五、在留邦人引揚げに關する領事館の命令如何に關しては、勿論各領事館に對し、萬一の場合に處する必要な注意に關し、内命したることは事實なるも膠州灣還付の如き、帝國政府の素志ある件に就ては、之れを他日に留保す可きを述べたるも、爾餘の件に關しては、當時、斷然之れを排拒した。七、秘密漏洩問題に關しては、既に圓滿解決を見たる今日、兩國の國交の將來に鑑みて、茲に云爲するを好まない。八、暴動に關しては、福州並びに漢口に於て多少の暴動を見たるもの、如きも是れは政府に達したる報告と、世間に現はれたるものとは多少の相違點がある。即ち、政府に達したる情報に據れば、死者八人負傷六人を出したるは、甚だ悲しむべきことである。而して之れが原因に關しては、彼國民一部の興奮、並びに其他ある者の煽動より起つたものらしく、其後暴動も漸次鎮靜に歸しつゝあるも、之に關し、帝國政府は支那政府に對し、斯る暴行の蔓延するに於ては、更に兩國の國交に重大なる結果を及ぼす可きが故に、宜しく速かに鎮壓に努められたしとの旨を通じて、該國の注意を促がした。

(附記二) 友子刀自の遺草

君か代の終りなき世をもとせも千歳も經つゝなほ禱らなむ
君か代の千とせをいはふ老まつに降る白雪もめてたかりけり

春雨のはれしあしたにもえいて、みとりいやます野邊の若草
おほる夜の月影ふみて出てみれば肌さむからぬはる風そふく
春の夜の空はるかにもかりかれの月にはなれて雲にいりゆく
もちの夜の月をさやくみる人の心もすみてそらに行くらむ
はらばらと木の葉は庭に散しきぬ秋をおくりし木からの風
鈴蟲のなくれ聴きつゝうたゝねにあきの花野を夢みつるかな
幾とせもみとりの色のかはりなく庭にさかゆる松そめてたき
空はれし秋の野みちをけふゆけばみのる稲田に鳴子ひくなり
小春日にかへりさきせりさくら花來て見ぬ人をまち顔にして
秋の夜のさやけき月のてりそひてかすさへみゆる庭のしら菊
白きくのさきそるひけるこの頃はいかにかをらん九重のには
秋ふかき山のほそみちわけゆけばたにもみち葉錦おりなす
日の本の人のかすゝおほかれと心はおなしみなくにのため
うくひすも谷をばなれてわか庭の梅のこすえに春をまつらむ
けふもみつ明日も又みむさくら花心ゆく迄散らすもあらなむ
おほそらを夏めかしつるしら雲も風にみたるゝ花かとそ見る
けさみれば門田の稻葉茂りあひぬ露うちばらふ風もかたりて

大隈内閣を行く

三九八

雨はれてみとりいるますやま里の木の下かけは涼みにや來む
夕まくれあせのほそ路しるへしてきたつ犬の愛らしきかな
逢ひみんと泣く蟬もありつく／＼と思ひを聲にたつる中には
見わたせばつく穂波のあせこえてこかれ色なす秋の千町田
雲はれて月はさやかにさし出てぬ心うれしくなかつるまに
しらつゆの玉をつらぬる武藏野にいまそにほへる萩の一むら
秋風の身にしむ頃のさひしさも稚兒を見れば憂き事もなし
くれなるの花美しくしきこすのつゆに宿りて月のてるらん
あなたの上の榮えゆく代のはつ春を老もわかきも共にむかへて
のとななる空をみやれば雲の上にあしのれたかし雪の積りて
花そのに今をさかりとさくばなば名さへ床しきなてしこの花
むかふ島岸のさくらは咲きにけりすみ田の川に影をうつして
あさかほは垣のこなたに置わたす露のひぬまに花のひもとく
秋はきは時をえかほに咲きいてぬ心のはなもいさや咲かせむ
朝な／＼神のみまへにぬかつきてきよき心につかへまつらむ
しらぬ間に色つきにけりわか庭の蕙のみちの霜にそまりて
大井川きよきなけれなくみわけし昔をそおもふわか身一つに

あなめてた榮えゆく代の新年をむかふるあしたはつ雪そふる
大御代の千代に八千代に榮えゆく年のはしめに降れるしら雪
あら玉の年のはしめにふるゆきは君が代祝ふしるしなりけり
あら玉の年のはしめのしらゆきに御代の光をまつあふくかな
満六十の歳を迎へける折

ありかたや六十の年もやすくへぬ七十やそちかくてこえなむ
去る人の別るゝ折に菊を贈れるに

わかれにと人の贈れるきくのはな名残ひさしく薫れと思ふ
天長節のあした

あき風にきくの香たかし此けふの大みうたけに匂ひあまりて
松上鶴

千代ふへき千代田の松にすむ鶴の友よひかはす聲のとなかり
かけふかき松のこすえになく鶴は君が千歳をよばふなりけり
初めて富士に登る折

あつきゆみいはなもとほす心もてふしのたかねば立登らばや
玉川の里にあそひて

春すきて青葉かをれるやまさとは見わたす果ても縁なりけり

大隈内閣を行く

三九九

大隅内閣を行く

四〇〇

ゆく春の名残ならねとなつかしき青葉にとひつたま川のさと
常陸の助川海岸にありて

助川のいそつなみのよる／＼は夏の暑さを知らてすきけり

再富士にのほりて（大正三年の夏）

はる／＼とふしの裾野をたるとる間も心はゆけと足のはこぼぬ

千早振る神のめくみに老の身のまた詣てこしことのうれしさ

母の九十餘り八歳にてみうせ給ひけるときに

君が代になほ百年もなからへてさかえまさばと思ひしものを

明治の帝の神去りましける折

大君はくもるはるかにましませば雨のしづくも畏こかりけり

天の下めくみのつゆををしみつゝ袖をぬらさぬたみ草そなき

亡父のかきける繪を畏きあたりに奉りけるに銀の大盃を賜

りけるその前の夜初雪を夢みてければ

初雪のふれるゆめうらまさしくて光さやけしおほみさかつき

昔の君うせ給ひてふる里に葬りのわさしける折

ふる里の土にはかへりましぬれと繪筆の跡そとばにのこらむ

第一五 寺内内閣を行く

— 總務委員となる —

大正五年—大正七年

始めて總務委員となる

第一五 寺内内閣を行く

— 總務委員となる —

第三十七議會閉會後(大正五年三月)の、本部役員改選に際し、床次氏は、始めて、總務委員に擧げられた。政友會に入つて四年目、衆議院に入つて三年目である。

- 總務委員 山本 達雄 岡崎 邦輔 床次竹二郎
- 幹事長 江藤 哲藏
- 幹事 望月 圭介 泰 豊助 小坂 順造 中西六三郎 廣岡宇一郎

寺内内閣を行く

泰

党内の一部には、『床次の總務は早過ぎる』と、不平を漏らす者があつた。其の聲は、特に關東團に多かつた。關東團と、九州團の間には、自由黨の昔から、常に、勢力争ひがあつて、反目の風があつたのである。

併し、一般世評は、尋常ならざる好感を以て、新幹部を迎へた。時事新報は『元田、大岡、野田、伊藤と云ふ顔が間接になつて、山本、岡崎、床次等が直接黨務に携はるることになつた。何となく新生面を開くではないかと思はれる。』と評し、東京日日新聞は『政友會の山本、岡崎、床次三氏は、全く豫想通りの選任。高橋男と、村野氏が去つて、岡崎氏一人重任し、山本、床次兩氏が加はつた所に、妙味がある。』と評した。床次氏は、党内に於てよりも、寧ろ、黨外——一般社會に聲望を有し、早くも、次の總裁を以て擬せられた。而かも、其れが却つて、党内一部の、床次氏に對する反感を強めたであらう。

二

大正五年三月二十六日、大隈首相は、元老山縣を小田原に訪ひ、いよ／＼約を履みて、近々、辭職する決心である旨を告げ、後繼内閣に關して、意見を交換した。大隈内閣が、寺内内閣と代はつた^(附記二)経緯は、甚だ複雑であつて、やつと、寺内内閣が出来たのは、十月九日であつた。

大隈は、自分の與黨を基礎とする所の、寺内・加藤聯立内閣を希望し、平田東助なども之れに共鳴する所があつたらしいが、寺内は、頑強に之れを拒絶した。其の理由は、外交を始め、其の他の政策が、前内閣と相容れないものが、多々あつたからではあつたが、後藤新平、田健治郎、仲小路廉、三浦觀樹、野田卯太郎、臼井哲夫等が、極力寺内の腰を押したからでもあつた。野田卯太郎は、曾て東拓副總裁として朝鮮に在り、寺内と、頗る親善の間柄であつた。彼は、大隈内閣中から、次の内閣は、寺内のものと見込みを付け、熱心に、寺内と原との提携工作に、努めたのであつた。

寺内は、親任式の前日、閣員の人選を終ると、加藤、原、犬養の三黨首を歴訪し、彼等の援助を求めた。^(附記三)之に對し、原は『我黨は徒らに反對を事とするものではない。さりと

て、全然賛成と云ふわけにも参らぬであらう。』——と答へた旨、發表したが、實は、所謂『好意の中立』であつた。加藤と犬養は、單に、『承り置く』、と云ふ程度の返答であつたが、犬養と寺内との間には、既に默契があつた。

原は、好意の中立ではあつたが、黨員が、寺内内閣に深入りして、黨の統制を紊すかも知れないことを、深く警戒した。故に、幹部は、表看板通りに、嚴正中立を保持し、裏面の工作は、原總裁自身が、野田卯太郎を相談相手として行つた。然かも、原の警戒は、無用でなかつた。内閣に對する親疎によりて、黨内に派閥を作る傾向が、漸次に、現はれ來つたのである。後年、政友會大分裂の分裂線にも、之れが作用した跡を、見ることが出来る。横田が擡頭し來つたのは、寺内内閣の親善派として、活躍した結果であつた。

大正五年十一月、床次氏は、原總裁に隨つて、仙臺に舉行された東北大會に臨席した。原は、寺内内閣に對する是々非々主義の、訓示演説を試みたが、懇親會に移るや、床次氏は起つて、『超然内閣の出現は、遺憾千萬だ。吾黨は、一日も早く、政黨内閣を實現すべく、努力する所あらねばならぬ。』——と、黨員を激勵した。満場大喝采であつた。する

と、關東團の某が、憤然として起ち、『床次君の所説は、總裁の訓示に反する。總務委員の一人たる床次君にして此の言あるは、奇怪千萬である。』——と、喰つてかゝつた。一座、俄かに白け渡つたが、小川平吉が、仲裁的演説を試み、『床次君は、將來のために、黨員を鼓舞したのであつて、端的に、寺内内閣を否認したのではない』と、釋明する所があつて、其の場は、兎も角納まつた。所が、一方には、野田の如き態度の者があり、一方には、床次氏の如き態度の者があることを、原は望んでゐた。而して、地方大會の如きに於ては、床次氏の如き態度を取るのが、原の眞意に合したであらう。即ち、原は床次氏を、寺内内閣に對する憎まれ役として、使用したのであつた。

當時、關東團の長老は、村野常右衛門で、此の人は、操守堅固、寛宏大度の人格者として、原の尊敬を受け、床次氏とも、親善の仲であつたが、既に老ゐて、第一線から退き、精悍俊敏の横田千之助が、實際上の首領格で、遞相田健治郎と、特別の親交があつた。自然、彼は、床次氏に對して、平かならざるものがあり、野田に接近して行つた。

此の年（大正五年）十二月十日、元老大山が、七十五歳で薨去した。彼は、床次氏の先考

正精翁と同年であつた。長閼は、宿望の寺内内閣が實現して、吾が世の春と喜んだに反し、薩閼は、次第に凋落するばかりであつた。

三

第三十八議會

第三十八議會（大正五年十二月二十七日—同六年一月二十五日）は、寺内内閣の初舞臺であつた。政友會の役員は、本部總務委員が、山本達雄、岡崎邦輔、床次竹二郎。幹事長は、江藤哲藏。院内總務は、元田肇、小川平吉、川原茂輔、鶴澤總明。政務調査會長は、白石直治であつた。

是れより先、大隈内閣の與黨三派は、合同して憲政會を組織し、十月（大正五年）十日、加藤高明を總裁として、結黨式を擧げた。同會は百九十七名の絶對多數を擁し、議會に臨む前、最高幹部會を開いて、内閣に對する態度に就て密議したが、不信任案提出説と政策本位説と、兩論に分かれ、決定するに至らなかつた。

是に於て、國民黨が、誘ひをかけたのである。同黨は、二十八名の手輕な團體で、決定は早い。大正六年一月十日、代議士會を開いて、左の如く決議した。

我黨は從來の主張に基づき、超然内閣反對の態度を以て本議會に臨むに當り、其目的を貫徹する方法として、此際先づ友黨たる政友會に交渉を開始し、其の意思を確かむる事。

國民黨の態度

國民黨は、直ちに、政友會に交渉したが、政友會では、夫れ々の機關を経て、凝議の結果、左の覺書を、國民黨に交付した。

超然内閣は、吾人の理想に反すること勿論に候へども、内外の時局に鑑み、暫く現内閣の施設するところを見て、相當の處置を執る事と致し度候に付、議會開會劈頭に於て、直ちに不信任の決議を爲すことには、遺憾ながら賛同致し兼ね候。但し他の諸問

寺内内閣を行く

四二二

郡部(定員七人)

一七七二	西村種禮(政)
一六八一	萩亮(政)
一六六四	兒玉好熊(政)
一六四一	神川長久(政)
一五九〇	志々目藤彦(政)
一五一一	奥田榮之進(政)
一四九七	中村静興
一四九〇	日野辰次(政)
一一三六	山本實彦
一〇一三	本田親清
三七七	會田勘左衛門(國)
大	島(定員一人)
四四八	林爲良(政)
二七九	長島隆二

宮崎縣(定員四人)

二五一三	長峰興一(政)
二三八六	肥田景之(維新)
二三一七	松浦興三郎(維新)
二三一七	陣軍吉(政)
一七六八	三浦得一郎(憲)
一四〇九	門馬豐次(政)
一二三四	甲斐健一
其他	四〇

政友會本部役員の改選は、總選舉のため、延期されてゐたが、第三十九議會(大正六年六月)に臨む前、左の如く更迭した。

總務委員	山本達雄	野田卯太郎	中橋徳五郎
幹事長	横田千之助		
院内總務	元田肇	川原茂輔	小川平吉
政務調査會長	小久保喜七		

床次氏と横田

原の對寺内内閣策として、野田は、缺くべからざる道具であつた。横田は、關東團の選舉費を一人で賄ひ、眞偽は知らぬが、一文も、本部の厄介にはならなかつたと言はれた位であり、内閣の選舉係りであつた田遞相と、常に密接の聯絡を取つて、關東團の黨勢擴張に、大功があつた。故に、先輩を以て自ら任じた小久保喜七も、吉植庄一郎も、武藤金吉も、堂を下つて、横田を原に薦めたのであつた。寺内内閣に對する憎まれ役の床次氏や、

寺内内閣を行く

四一三

題に就ては、従前の如く、交渉致し度、希望に堪へず候。茲に友黨たる貴黨に對し、深厚なる敬意を表し候。

政友會の態度

此の覺書に對し、床次氏も、異存のあらう筈はなかつた。是れ、即ち、政友會創立者たる伊藤の精神であつたからである。後年、床次氏が、清浦内閣に對した態度も、之れと同様であつた。政友會の拒絶に會つた國民黨は、敢て意外としなかつた。彼等が誘はんとする相手は、憲政會であつたからである。そこで、彼等は、轉じて憲政會に交渉した。憲政會は、他の誘引がなくとも、自主的に起つたであらうが、兎に角、直ちに、國民黨の交渉に應じ、兩黨提携して、内閣不信任決議案を提出した。其の理由に曰く――

現内閣は國民輿論の府たる帝國議會に基礎を有せず。舉國一致を標榜して毫も其の實なく、立憲の正道を稱へて自ら其の常軌に戻るのみならず、方今世界の變局に處して大政を輔翼する經論あることなし。是れ本案を提出して其の處決を促す所以なり。

議會解散

此の決議案が、大多數を以て、將に可決されんとした時、解散の詔勅が降つた。大正六年一月二十五日のことである。議會解散となるや、時を移さず、國民黨は、院内に代議士會を開き、首領犬養は、今日、只今、憲政會と絶縁して、單獨行動に出づべき旨を聲明し、總選舉後、彼は寺内内閣の外交調査會に入つた。

總選舉は、四月二十日を以て行はれた。其の結果は、政友會百五十八(四十七増)、憲政會百十九(八十一減)、國民黨三十六(八増)、無所屬六十八(二十二増)であつた。

鹿兒島縣に於ては、政友會は、大島を奪還したが、郡部に於て、維新會の中村靜興に、一議席を奪はれた。然れども、定員七名の大選舉區に於て、他派の當選者が、唯だ一人と云ふが如きは、全國に其の例を見ざる所であつた。三州兩縣の結果は、――

鹿兒島縣

市 部(定員一人)

七五三 床次竹二郎(政)

二七七

春島東四郎

寺内内閣を行く

郡部(定員七人)

一七七二	西村種禮(政)
一六八一	萩亮(政)
一六六四	兒玉好熊(政)
一六四一	神川長久(政)
一五九〇	志々目藤彦(政)
一五一一	奥田榮之進(政)
一四九七	中村静興
一四九〇	日野辰次(政)
一一三六	山本實彦
一〇一三	本田親清
三七七	會田勘左衛門(國)
大	島(定員一人)
四四八	林爲良(政)
二七九	長島隆二

宮崎縣(定員四人)

二五一三	長峰興一(政)
二三八六	肥田景之(維新)
二三一七	松浦興三郎(維新)
二三一七	陣軍吉(政)
一七六八	三浦得一郎(憲)
一四〇九	門馬豐次(政)
一二三四	甲斐健一
其他	四〇

政友會本部役員の改選は、總選舉のため、延期されてゐたが、第三十九議會(大正六年六月)に臨む前、左の如く更迭した。

總務委員	山本達雄	野田卯太郎	中橋徳五郎
幹事長	横田千之助		
院内總務	元田肇	川原茂輔	小川平吉
政務調査會長	小久保喜七		

床次氏と横田

原の對寺内内閣策として、野田は、缺くべからざる道具であつた。横田は、關東團の選舉費を一人で賄ひ、眞偽は知らぬが、一文も、本部の厄介にはならなかつたと言はれた位であり、内閣の選舉係りであつた田遞相と、常に密接の聯絡を取つて、關東團の黨勢擴張に、大功があつた。故に、先輩を以て自ら任じた小久保喜七も、吉植庄一郎も、武藤金吉も、堂を下つて、横田を原に薦めたのであつた。寺内内閣に對する憎まれ役の床次氏や、

寺内内閣を行く

江藤哲藏やと、關東團との間柄が、如何なる風であつたかは、想像し易いことである。

四

總選舉後、大正六年六月五日に、政府は外交に關し、國論の統一を期する目的を以て、臨時外交調査委員會を設け、首相寺内を總裁とし、閣内から、内相後藤、外相本野、陸相大島、海相加藤、閣外から原、犬養、平田、牧野、伊東を、委員に任命した。加藤高明にも交渉したが、彼は、之れを拒絶した。

第三十九議會、即ち、解散後の特別議會は、大正六年六月二十三日を以て開會された。衆議院の分野は、政友會百六十人、憲政會百十九人、國民黨三十五人、維新會四十二人、無所屬二十五人であつた。

此の議會に於ては、政友會は、政府案の殆んど全部を承認し、憲政會の内閣不信任案を一蹴し、維新會と提携して、寺内内閣を支持した。

第四十議會（大正六年十二月二十七日—同七年三月二十六日）となれば、政友會も、寺内内閣を、全面的に支持するわけには行かなくなつた。原は、好意の中立から、漸次、嚴正中立へと硬化し始めた。そこで床次氏も、岡崎も江藤も、第一線に呼び戻された。

- | | | | |
|-------------|---------|-----------|-----------|
| 院 内 總 務 | 元 田 肇 | 岡 崎 邦 輔 | 床 次 竹 二 郎 |
| 同 輔 佐 | 田 中 隆 三 | 山 本 悌 二 郎 | 小 久 保 喜 七 |
| 政 務 調 査 會 長 | 江 藤 哲 藏 | | 三 土 忠 造 |

此の議會に於て、床次氏は、二回の演説を試みた。初めは、施政方針に對する質問、次は、豫算案に對する討論であつた。

原總裁は、此の議會に臨むに當り、大會席上に於て『我黨は決して他に顧慮する所なく從來の主張に顧み、現在並に將來に於ける所の、國家の利害を篤と考察致して、之れが利益なりとする所に、猛進致したいのであります。』と述べ、政友會の宣言にも『本會ハ

現内閣ニ對シ、嚴ニ中立ノ態度ヲ持シ云々』と言つた。政友會を代表して、政府の施政方針に就て質問すべく、先登第一に、壇上に立つた床次氏の責任は重かつた。

床次氏の質問は、政府の増税計畫と對支外交を主眼とし、――

床次氏陣頭に立つ

此の度の増税計畫が、軍備充實に要する費用の不足を補ふために樹てられたと云ふのでありますれば、其の點は極めて明瞭であります。議論のないことではありますが、其の内容を窺へば、或は減税をせんがために、増税をせられたではないかと思ふ節もありません(拍手)……之を要するに、増税計畫の趣旨が明瞭ならず、徹底を缺くので、尙ほ、攻究の餘地があると斷言するのであります。政府は此の案を飽までも固執致される考へでありますか否やと云ふことを、一言承つて置きたいのであります(拍手)。

と肉迫し、更に進んで、――

對支外交に就ては、不干涉主義を執つて居らるゝ。此の主義の下に努力せらるゝと云ふことは、其の意を諒したのであります。唯だ今日、或は政府が、北方を援助して、南方に壓迫を加へるのではないかと云ふことを、疑ふ者が、世の中には尠くないやうであります。此の點は、日支兩國の國交上、吾々の遺憾に思ふ所であります(拍手)。

と難詰した。其の言辭は、頗る簡單で、且つ穩かであつたけれども、意氣、既に、内閣を呑むの概があつた。

斯くて政友會は、政府の税制改革案に對し、『國防充實の事既に急務なりとすれば、其の財源に充るため、或程度まで増税計畫を立つるは已むを得ずと雖も、廢減税諸案は頗る杜撰を免れざるのみならず、税制整理は戦後に於ける内外の情勢に照して、取捨按排するを必要とすべく、時局の前途未だ測るべからざる此の際に於て、部分的整理を爲すは、決して時機にあらず』との理由を以て、修正を加へ、原案中の、煙草値上、通信料金引上、自家用醬油税増率、織物消費税増率、砂糖消費税の擴張、清涼飲料税新設、通行税廢止、

石油消費税廃止を否認し、所得税、酒造税の増率、戦時利得税の新設だけを、多少の修正を加へて承認するに決し、政府は之に屈して、豫算の編成變へを行つた。故に、床次氏の豫算案に對する討論は、單に、御苦勞と評するに過ぎなかつた。

第四十議會に於て、寺内内閣は、政友會から、鼎の輕重を問はれたのである。政友會の威望は、日々に加はつた。此の議會中、同會は、鶴見總持寺に立憲亡友追弔會を催ふし、來會者千二百餘名、畏くも 天皇陛下から三百圓の御下賜があつた。

議會閉會後、即ち、大正七年三月二十六日の本部役員改選によりて、總務委員に、高橋是清、元田肇、岡崎邦輔、野田卯太郎、中橋徳五郎、幹事長に横田千之助、相談役に、山本達雄、大岡育造、杉田定一、村野常右衛門、床次竹二郎、小川平吉、川原茂輔、江藤哲藏、白石直治が擧げられた。

野田、中橋、横田の三人が、重任したのは、前回の役員改選が、三ヶ月後れたからでもあつたが、今暫く、長閑を利用せんと考へた原に取りて、尙ほ、野田を使ふ仕事が残つて居たし、まだ床次氏を出す幕ではなかつた。横田の重任に關しては、『野田大塊傳』に、

政友會の威望

野田と横田

野田自身の談話として、『玄關まで送つて出た原が、今年、御苦勞を願はなくちやならんちうけん。それなら横田も、一緒に續けさせて呉れと云ふことになつたタイ。幹事長の重任は、ちよつと困るが、併し、それなら、然うしよう、原と二人の立ち話しできめた。』とある。横田は、野田に取りて、必要な相棒であつたであらう。

五

大正七年四月、外相本野が、病氣で辭職した。寺内は、伊東巳代治を、其の後任に推さんとしたが、伊東が承諾しなかつたので、内相後藤が外務に轉じ、水野鍊太郎が、内務大臣に任せられた。水野は、大隈内閣時代から、貴族院に於ける内閣反對派として、後藤新平や有松英義等と接近し、寺内内閣の成立するや、政友會を脱して、内務次官になつてゐたのである。水野が、大臣に陞つたので、土木局長の小橋一太が、次官に進んだ。

是れより先、露國に革命が起り、シベリア地方は、無政府状態に陥つたので、我政府部

寺内内閣を行く

内に、同地出兵説を主張する者があつて、賛否の論、囂々として民間に起つた。然るに、大正七年七月、米國政府から、チエツク・スロバツク軍の進出を援助するため、日米各七千の陸軍を、シベリアに出兵したいと云ふ提議があつたので、政府は、之れを好機として、所謂『自主的出兵』の名に於て、多數の軍隊を派遣する計畫を立て、之れを、外交調査會の議に附した。

原政友會總裁は、外交調査會委員であつたから、同會に臨む前、政友會の態度を決定せんとし、七月十五日夜、衆議院議長官舎に最高幹部會を開いた。出席者は原總裁、高橋、元田、岡崎、野田、中橋の各總務、大岡衆議院議長、山本(達)、床次、村野、小川、白石、鶴澤、杉田各相談役、横田幹事長の十四人、非常に緊張した大評定であつた。原は、自主的出兵を排し、單に、米國の提議に應ずる程度に、止めんとする意見であり、床次氏も同論であつた。横田は、熱心に、自主的出兵を主張したが、從來、自主的出兵論であつた連中も、今は之れを主張する者なく、若し政府が、之れを強行せんとするならば、吾黨總裁は、外交調査會を脱退すべしと云ふ、強硬説に一致した。

外交調査會は、翌十六日、宮中に於て開かれた。同會委員中、伊東巳代治と犬養毅は、政府案に賛成したが、原と牧野伸顯が、強硬に反對したので、寺内も之れに屈して、單に米國の提議に應ずる程度の出兵に、決したのである。

原が、政府の自主的出兵を抑止したことは、大いに識者の共鳴を得、反對黨の首領加藤高明も、新聞紙を通して、左の如き、賞讃の辭を發表した。以て、政情の變化を察すべしである。

世上傳へらるゝ處及び吾輩の聞知する所にして誤りなくんば、政府は米國の申出以外別に自主的とか自發的とかの名の下に、相當纏りたる兵を動かすの意ありたるものゝ如く、甚しきに至りては、米國の意嚮に背馳するも可なりとの説さへ爲す者ありしと云ふ。寔に言語同斷の事と謂ふべし。而かも一方原、牧野の兩氏幸に吾輩と同様の説を持せりとのことにて、私かに敬意を拂ひつゝありしが、果哉十六日外交調査會の結果、政府は大體に於て原氏等の主張に屈譲したりと傳へらる。全然原氏等の主張が貫

徹せられたるか、多少の譲歩を餘儀なくせられたるかは尙明確ならざれども、素々之に關しては互譲とか妥協とかの餘地なき筈なれば、吾輩は必ずや原氏等の主張が容れられ、政府は全く原氏等に屈伏したるものなるを信せんとす。即ち原、牧野兩氏は之に依り確に男振りを揚げたる譯なり。國民は須らく兩氏に感謝すべく、吾輩亦兩氏の勞を頗る多とするものなり。斯る問題は素とより政黨、政派の間に超越したる問題たらざる可からず。巷間或は、政友會にして飽くまで強硬論を持して譲らざるに於ては政府はその關係を絶ちて却つて憲政會との接近を計らんとの説をなす者あれども、憲政會の領袖中斯る腰抜けは一人も居らず。萬一憲政會員の全部が、斯る態度に出づる場合ありと假定するも、少くとも吾輩一人は斷じて左様な卑劣の舉を學ぶもの非ず。此の趣旨はさきに原氏にまで通じ置きたり。吾輩は當初より外交調査會なるもの、設置に反對なりしも、今回其の外交調査會が、意外なる處に於て實效を現はしたるを認め、今回に限りて其存在を喜ぶ……。同時に斯の如き外交調査會の爲に、其政策を破壊せらるゝ事に依り、辛ふじて國家の大事を誤るを免れたるが如き危険なる内閣

は、一日も速に倒壊せんことを望まざるを得ず。

六

同年八月五日夜、富山縣滑川町に、所謂女房一揆なるものが勃發した。其れは、漁民の女房數百名が隊を組み、米商店に押しかけて、米の廉賣を哀願したのであつて、暴動には至らなかつたが、新聞紙によりて、其れが誇大に報道さるゝや、忽ち、同縣東水橋、西水橋、魚津等に蔓延して、漸次暴動化し、九日から十九日まで十一日間に、三府二十五縣に渡りて、騷擾が起つた。殊に、神戸、名古屋、京都、大阪の如きは、兵力を以て鎮壓した位であつた。内閣は、臨時事件費一千万圓を支出して、米穀供給の普及を圖り、皇室よりも賑恤金三百萬圓を下賜せられ、秩序は、漸くにして回復したけれども、首相寺内の健康が、四月初旬よりして著るしく損はれ、夏季に入りて益々惡化し、到底重職に堪えざる容體となつた。

(附記) 寺内内閣成立経緯——三月(大正五年)二十六日の山縣、大隈の會見は、如何なる様子であつたか。其れは單に抽象的の談話に過ぎなかつたとは、山縣自身が人に語つた所であるが(田健治郎傳)、蓋し舉國一致を目ざす内閣か、政黨内閣かに就て、論議したであらうと推測し得べき理由がある。而して大隈が政黨内閣説を主張したであらうことは言ふまでもない。

山縣は四月十日頃上京して、問題を解決する豫定であつたが、偶々病氣に罹つたので、四月十三日、大隈の『提議』に反對の旨、書面を以て大隈に通告した。『公府山縣有朋傳』の編者及び『加藤高明』の編者は、三月二十六日の山、隈會見に於て、大隈が加藤高明推薦説を提議したと推斷してゐるが、山縣の書面『遺憾ながら提議に同意する能はざる所以也』の『提議』なる語を、直ちに加藤推薦説を指すものと斷するは、早計の嫌ひがあるやうだ。『田健治郎傳』によれば、『六月二十二日頃、大隈が來て、初めて加藤高明を推薦するの意を告げた。抑も加藤は昨年八月、外相たるの器でない、大隈が痛斥した人である。依つて之れを詰つた所が、彼は答ふるに辭なく、續つて予の擬する所の寺内説に賛意を表した。』と山縣自身が田に語つてゐる。

六月二十四日、寺内に對して元帥加號の恩命あり、同日大隈は參内して辭意を内奏し、同時に、後繼内閣組織者として、寺内、加藤の兩人を奏薦した。即ち往年憲政黨内閣組織の際、伊藤が大隈、板垣兩人を奏薦した例に倣つたのである。

陛下は翌二十五日、松方を召して御下問あり、山縣に對しては翌二十六日、鷹司侍從長を御使者として御下問

があつた。

寺内は七月五日、朝鮮から上京した。翌六日、大隈と會見した。九日山縣を小田原に訪うた。十日再び大隈と會見した。此の間、何事の交渉があつたか。田健治郎が山縣の談話によりて記録する所は下の通りである。

(一)大隈は切に同志會との聯立内閣を求め、寺内は兩院各派の聯合内閣則ち舉國一致内閣を主張す。(二)大隈は先づ加藤と會見して閣臣の配置を協定せんことを求め、寺内は大命降下以前に之を行ふことは、大權を蔑視するの嫌あるに依り、大命降下の後、交渉協定するの意を主張す。(三)大隈は大命寺内、加藤二人に降下の議を主張し、寺内は二人が大命を受くることは、内閣統一を缺く虞あれば、大命は必ず一人に下るべき議を固執す。(四)大隈は現内閣の政策を繼承踏襲するの約諾を要求し、寺内は現内閣の政策を尊重すべしと雖も、全部踏襲の私約を結ぶが如きことは僭妄の舉なるを以つて、斷然同意し難しと答へた。(五)大隈は同志會と聯立協定成立の後、大命降下し、大命降下の後、現閣僚辭表を捧呈するの順序を固執し、寺内は現閣僚辭表捧呈後、大命降下し、大命降下の後、内閣組織協定の順序を踏むことを主張す。

斯くて双方睨み合ひの姿で對峙すること十數日、七月下旬に至り、文相高田は『大隈首相は現内閣の主義政策を踏襲する後任者さへあれば、適當の時機に於て、辭職するに違ひないから、其の旨は豫て上奏してあるかも知れないが、此の際、急に辭職するとか、寺内を推薦するとか云ふことは、斷じてない』と云ふ談話を、新聞紙に發表した。同時に大隈は留任の上奏をしたと云ふ噂が傳はつた。山縣は大に驚き、八月一日、急遽上京して、參内拜謁した。越えて四日、彼は大隈を訪うて、寺内の覺書を交付し、寺内としては此の文書以外に、考慮の餘地はないが、閣下に於て再慮の餘地あらば、熟考されては如何と言つて辭去し、即日西園寺の來邸を求

寺内内閣を行く

めて、今日までの顛末を報告した。即ち寺内は大隈に對して、最後通牒を發したのである。其の覺書の要旨は(一)前任者の政策は、成るべく繼承する事。(二)首相の心事なりとして、一部の新聞紙に傳はる風評(編者註、高田文相の談話)は、若し首相の意にあらずとせば、取消の聲明ありたき事。(三)大命を拜した後にあらざれば、組閣に關する一切の交渉を差控へたき事。以上の三項であつた(『公爵山縣有朋傳』参照)。

之れに對し、大隈は今一回寺内に會ひたいと答へ、直ちに會見を申込んだ結果、六日、寺内は大隈を訪問したが、妥協の餘地はなかつた。そこで大隈は十一日、山縣を訪ひ「寺内が現内閣の與黨と提携して内閣を組織し其の政策を踏襲するにあらざれば、政局の紛更を惹起する恐れがあるから、寺内が此の條件を容れざる限り、茲に交渉を打ち切り、明日右の次第を伏奏するつもりである」と通告した。

寺内、加藤聯立内閣に關する大隈の提議は、加藤の全然與かり知らぬことであつて、彼は大に立腹した。然れども寺内に於て誠意を披瀝し、また黨議が承認するならば、二三の黨員を入閣せしめてもよいと、考へてゐたらしい。

兎も角、談判は破裂した。大隈は十一日、日光御用邸に伺候し、拜謁上奏する所あり、與黨と相談の結果、斷然加藤を奏薦するに決した。斯くて與黨三派即ち同志會、中正會、公友俱樂部の合同計畫が促進され、九月二十六日、其の第一回合同準備委員會が開かれた。

斯くて大隈は、十月四日、辭表を捧呈した。其の辭表は全く異例であつて、寧ろ加藤推薦上奏文なるかの如き觀があつた。

陛下は即日、山縣、松方、大山、西園寺の四元老を召し、後繼内閣組織者に就て御下問あり、彼等は、直ちに

御前に於て會議の結果、寺内を奏薦した。尙ほ、山縣から大隈に送つた書簡は左の如し。

國家既に立憲の政を敷き議院をして國政之參畫ニ與らしむる以上議院之趨勢政黨之向背に對し深く意を致さざるべからざるは固より論なき所にして苟も大政の局面に當て候補者を立つるに際し此に省慮せざるべからざるは亦實に異論なき所なり然れども今や世界の大變に際し其終局の結果未容易に測るべからず而して我國之興廢隆替亦從て茲に係る殊に支那之動亂は遂に何れの極に至るを知るべからず東亞の安危は顧ふに當に此の二大世局之進展に由て定まるべきに方り此大革運に處して能く機に臨み變に應じて我國運を開展し東亞之治安を保持せんと欲せば先づ須く内其統一と治平とを保ち上下相共同して其力を一にし以て外に當らざるべからず然るに此の時に當て縱令一院に多數を占め決議を左右する實力ありとも特に一黨之首領を擧げて政局之首班に任ぜんか近時政界之趨勢に鑑みて豈能く國內一致共同を望むを得んや若し内にして紛議絶えず舉國一致之實力を缺かば此多難之時に當て焉ぞ能く國運を開展し東亞之治安を保持するを得んや是余が内閣後繼者之撰擇は一に此目的に副ふべき人物を擧するを必要となし遺憾ながら提議に同意する能はざる所以也

大正五年四月

湘南草廬に於て

有朋記

東京

大隈首相閣下 親展密啓

(附記二) 寺内内閣の施政大綱(地方官會議に於る寺内首相の演説) 本大臣は建國の本義に基きて人心の歸嚮を導き、立憲の正道を履みて皇謨を翼賛し、赤心事に當りて庶政を燮理し、以て聖明に答へ奉らんことを期す。願ふに國是に循ひ國運を伸暢するは舉國一致の力に待たざるべからず、而して各政黨政派に於ける政見の異同に對しては、公を秉り平を持し虚心坦懷其間に處して趨舍を誤まることなく、上は至仁の聖旨を奉戴し、下は忠良なる國民の希望に副はんことを欲す。云々

大正七年

第一六 内務大臣となる

—原内閣成立—



臣大務内次床
(任兼)裁總院道鐵次床



内務大臣親任の日（上は清子夫人）

第一六 内務大臣となる

—原内閣成立—

寺内の辭意
内奏

寺内首相は、大正七年九月十四日、辭意を内奏した。山縣、松方兩元老に對し、御召の御沙汰が下る。松方は、十六日に鹽原から、山縣は、十七日に小田原から、其れ々入京、後繼内閣に關して、御下問を拜した。

彼等は、凝議の結果、西園寺を推薦するに決し、十九日、此の旨を奉答した。

同日、大隈も召されて、御下問を拜し、翌日、彼も、また、西園寺を奏薦した。

西園寺は、十九日午後十一時、伊香保から入京、駿河臺の私邸に入り、翌二十日朝、寺内を訪問したる後、東京驛ホテルに、接客室を設けた。午後一時、正親町侍從長は、西園

内務大臣となる

寺を訪ひ、御召の御沙汰を傳達した。

斯くの如く、後任首相奏薦に關する準備が、完了するや、二十一日、寺内は、全閣僚と共に、正式に、辭表を捧呈し、即日、西園寺は召されて、後繼内閣組織の大命を拜した。彼は、考慮の旨を奉答し、内大臣室に於て、松方と會見の上、健康上の理由を以て、御辭退申上げたき所存なる旨を告げた。松方は、直ちに、之れを山縣に報じた。

大命西園寺に降る

拜啓。殘暑猛烈に候得共、無御厭御清勝被爲涉、恭賀至極に奉存候。陳ば今日午前西園寺侯御召之上、總理大臣之御内諭被爲在候次第に御座候處、同人は一應退出、勘考之上何分御答可申上との次第に御座候付、猶同人へ緩々面晤之上、是非此際は御請相成度爲國家切に懇談仕候得共、何分病身を以、御受難仕とのみ辭退之御氣に御座候。右様之次第に而、甚懸念至極に御座候。何卒乍憚閣下の御盡力相仰度事に御座候。同人之御受不相運候得ば、外には適當之見込も相立兼、可成御受相成候様御賢慮御願申上度、乍憚以亂筆直々奉得御意候。いづれ明日參上萬御窺可申上候得共、不取敢如此御座候。亂筆御宥免可被下候。頓首敬白。

九月二十一日

正義

山縣 元帥 閣下

山縣と西園寺

松方から、此の書翰を受取つた山縣は、決して、意外ではなかつた。果然、翌二十二日朝、西園寺は、松方を訪うて、御辭退申上べく決意した旨を告げた。松方から此の報を得た山縣は、直ちに西園寺を訪ねて、更に勸むる所があつたが、到底、其の效なきを見るや豫定の順序を進めた。『自分としては、閣下以外に、適任者を發見するに苦しむ。而かも、閣下にして起たざる以上は、閣下に推薦を願ふより外はない。』

『自分の推薦する人物に對し』と、西園寺は、何等の躊躇する所なく答へた。『閣下に異存がなければ、推薦してもよい。』

山縣は『異存なし』と確答した。是に於て、西園寺は、原敬を指名し、山縣の即答を求めた。山縣は、是れにも、意外ではなかつた。彼は、言下に快諾したが、松方が承諾するか否か、ちよつと、其れが安心出来ないと言つた。彼は、松方の胸奥に、山本權兵衛があることを想像してゐたかも知れない。西園寺は『然らば、自分は、是れから直ぐに、松方を訪ひ、彼の諒解を求むるであらう』と言つた。山縣は『宜しく頼む』と答へ、辭去しよ

内務大臣となる

四三三

うとしたが、何んと思つたか、『イヤ、松方の方には、自分が話すことにしよう』と約して歸つた。〔公爵山縣有朋傳』参照)。

同日午後、松方は西園寺を訪うた。彼が、西園寺に翻意を勧めたであらうことは、言ふまでもない。

翌二十三日午前、平田東助は、山縣の代理として、西園寺を訪問、松方が、原推薦に同意した旨を傳へた。

原敬を推薦

原は、去十九日夕方から、腰越の別荘に行つてゐたが、西園寺からの電話で、二十二日夜歸京、二十三日、平田東助と入れ違ひに、西園寺を訪うた。彼は、會談三十分で退出し次に山縣を訪ひ、再び、西園寺を訪うて、晝食を共にし、二時間の後、辭去した。

西園寺は、二十四日に山縣を、二十五日に松方をそれ／＼訪問して、いよく原奏薦の準備を完了し、即日參内、自己に對する大命を、拜辭すると同時に、原を奏薦した。陛下は、松方を召して、御下問あり、翌二十六日、更に、正親町侍從長を、山縣、大隈兩邸に差遣はされ、兩人の意見を問はせられた。大隈は、西園寺が拜辭した上は、加藤高明を、

最適任者と信する旨、奉答したが、山縣は、西園寺が推薦する人物ならば、何人にも異存なき旨を奉答した。山縣は寺内の辭職前から、好むと好まざるとに拘はらず、寺内の後には、原を推薦するより外に、良策なしと觀念してゐたのである。然れども、彼は曩に寺内を推薦した際、大隈や加藤に對して、世界大戰の非常時であるから、一黨一派の内閣は避くべきであると主張した行懸り上、原奏薦の責任を西園寺に押し付けたのであつた。

二

大正七年九月二十七日午前十時三十分、原は、御召によりて參内し、組閣の大命を拜した。斯くて、十一時、彼は宮中を退出、直ちに、寺内首相を訪うて、一旦自邸に歸り、午後、西園寺と山縣を歴訪して、四時に歸邸、いよく組閣に着手した。

第一に、交渉を受けたのは、元田肇であつた。是れより先、政友會幹部は『入閣運動嚴禁、總裁の人選に絶対服従』の申合せをなし、之れを、原に傳達するため、元田が幹部代

大命原に降

表となつて、原の歸邸を待つてゐたのであつた。

元田肇
原は、元田の右の傳達を、聴取した後、其の座で、彼に、文部大臣就任を交渉した。彼は意外千萬であつた。彼は、自分こそは、當然、内務大臣であるべき筈だと考へてゐたのである。そこで彼は、言下に、原の交渉を謝絶した。すると、原は怫然として、君は、現に只今、總裁の人選に絶対服従の申合せを、傳達したのではないか。其の君たる者が、先づ第一に、申合せを破るとは何事だ。——と詰つた。元田は、返す言葉もなく、直ちに、受諾の旨を答へた。是れは、元田自身の語る所である。

高橋と山本
次に、高橋是清が招ばれた。次に、山本達雄が招ばれた。是れで、大藏大臣と農商務大臣が、定まつたのである。

中橋と野田
次に、中橋徳五郎が招ばれた。役割無條件で、入閣に決したとは、中橋自身が、新聞記者に語つた所であるが、實は、文部大臣として、入閣の交渉を受け、直ちに、受諾したのであつた。次に、野田卯太郎が招ばれた。是れで、遞信大臣が定まつた。

次に原は、牧野伸顯に來邸を求め、午後七時半に會見した。是れは、外務大臣就任の交

渉であつたが、牧野が謝絶したので、兩人相談の上、内田康哉を起用するに決し、其の夜内田の承諾を得た。

翌二十八日朝、編者（當時、時事新報記者）は原を訪ひ、組閣の進捗に就て質した所、原は『おれの方は、既に出來上つてゐる。併し、考へさせてくれと言つてゐる者があるから、其の返事を待たぬわけにも行かぬ。』——と、答へた。

元田の経緯
同日十時半、原は、元田を招致し、『嫌ひのものを、強ひてお願いするのは如何かと思ふから、君の入閣問題は、茲に、打ち切りとしたい』と宣告した。原が『考へさせてくれと言つてゐる者がある』と、編者に語つたのは、元田のことであつたらうと推察されるが、元田自身は、『前日、確かに受諾した』と言つてゐる。何れにしても、本傳としては、深く穿鑿の必要はない。

海軍大臣の留任、田中義一の陸相新任は、同日午前中に決定した。残る所は、内務大臣一人である。而して、床次氏に對しては、原から何の沙汰もなく、『内務大臣山本達雄』と云ふ新聞號外などが、出たりした。

原は、廿八日中に、親任式を奏請するつもりで、宮中の御都合を伺つた所、宮中では、斯やうに早く、組閣が出来ようとは思ひも寄らず、土曜日の事として、既に、退廳後であつたから、其の運びに至らなかつた。

翌二十九日朝、親任式の當日、原から、床次氏に電話があつて、初めて、内務大臣兼鐵道院總裁就任の交渉があつた。——と一般に傳へられてゐる。床次氏自身も、正さしく其の通りであると、言つてゐた。然れども、二十七日朝、原が、大命拜受のために參内する前、床次氏が、原を訪問したことを、知らない者が多かつた。其の時、原の參内を見送つた黨員は、高橋光威、横田千之助、及び床次氏の三人だけであつた。蓋し、其の時に、床次氏の入閣の交渉は、濟んだのである。世説は、全然誤りだ。床次氏が後になつてまで、此の事を秘し通したのは、大命拜受前に於ける交渉でもあり、語る必要もなかつたからであらう。原内閣は、水到つて渠成ると云つたやうな、自然的出現であつたとは云へ、總務委員たる野田と、幹事長たる横田とが、巧みに山縣、寺内の周圍と聯絡を保つて、努力した功も、没すべからざるものがあつた。長閑から憎まれてゐた床次氏、新參でもあつた床

床次氏の経緯

次氏が、一躍、内務大臣の要職に就くなど云ふことは、野田も、横田も、夢想だにしなかつた事であらうし、若し是れが、事前に漏れたならば、大妨害が入る恐れがあつたであらう。原が特に、床次氏の入閣を極秘に付したのは、之れがためであつたに違ひない。

三

親任式は、九月二十九日午後二時に行はれた。原は六十三歳、床次氏は五十三歳であつた。當日、人力車で參内したのは、床次氏唯一人であつた。藏園三四郎が、隣家の得能家(薩摩出身)から、自動車を借りて來たけれども、床次氏は、其れを斷はつた。不景氣の點で、床次氏は、異彩を放つたものであつた。

内閣總理大臣
兼司法大臣
外務大臣

正三位勳一等 原 敬
正三位勳一等子爵 内田 康哉

内務大臣となる

内務大臣となる

内務大臣
兼鐵道院總裁

大藏大臣

陸軍大臣

文部大臣

農商務大臣

逓信大臣

(海軍大臣は加藤友三郎の留任)

四四〇

正四位勳二等

床次竹二郎

正四位勳一等男爵

高橋是清

陸軍中將正四位勳二等功三級

田中義一

正四位勳三等

中橋徳五郎

從三位勳二等

山本達雄

勳三等

野田卯太郎

内閣書記官長

高橋光威

文部次官

南弘

法制局長官

横田千之助

農商務次官

犬塚勝太郎

兼内閣恩給局長

岡喜七郎

逓信次官

中西清一

警視總監

小橋一太

鐵道院副總裁

石丸重美

内務次官(留任)

神野勝之助

拓殖局長官

古賀廉造

大藏次官

山梨半造

内務省警保局長

川村竹次

陸軍次官

維新の元勳、若くは藩閥外から、組閣の大命を拜した者は、前例のないことであつて、

大に天下を驚かした。我國の政黨内閣の元祖は、憲政黨内閣であり、次に第四次伊藤内閣

も、純然たる政友會内閣であつたが、此等の内閣の首班は、何れも維新の元勳であつて、

其の個人的條件が、寧ろ大命降下の主なる理由であつたかに思はれる。然るに原の場合

は、大政黨の首領と云ふ條件に、重きを置かれたことは明かである。故に、眞の意味に於

ける政黨内閣は、原内閣を以て嚆矢とすべきであらう。されば世人は、原を『平民宰相』

と持て嚆し、歓迎の聲、天下に滿つと云つたやうな光景であつた。憲政會總裁加藤高明も

『憲政前途の爲め、慶賀すべき所なり』と、聲明した。

床次内相も、深き好感を以て、一般に迎へられた。試みに當時の新聞紙を見ると、――

内相歓迎さ
る

内相歓迎さる

原氏の内閣組織に着手するや内務本省及地方官吏等は當然床次氏の内相を期待せしに

元田氏若くは山本氏就任すべしとの浮説を傳ふるものあり意外の感に打たるゝと共に

内務大臣となる

四四一

聊か不安に襲はれしが愈々床次氏と決定せしを以て安堵の念を催すと共に一般に頗る好感を以て歓迎しつつあり（東京日日新聞）。

三十日午前内務省で新舊内相の事務引継があつた後、省内高等官を集めて床次新内相『僕は水野君に比べると頭が悪いから其れだけ従来以上の援助を諸君に願ひしなければならぬ』と挨拶したなどは却々頭腦明晰との評判（國民新聞）。

などの記事がある。また、或新聞紙は『師範代』と題して、床次氏が、柔道着を着け、道場の真中に突立つてゐる漫畫に、『是れから、他流試合は、拙者が御相手仕る』と、書いてゐる。

第一七 重大懸案解決

大正七年—大正十年

—兩院縦斷、選舉法改正、郡制廢止—

第一七 重大懸案解決

— 兩院縱斷、選舉法改正、郡制廢止 —

原の大決心

原の眞骨頂は、彼が、床次氏を、内務大臣に拔擢したことによりて、最も端的に、知ることが出来た。桂・西園寺時代の妥協政治は、原の姑息なる小策と言はれて、政黨主義者から批難されたが、あの妥協政治が、何人の責任に歸すべきものであるかは、茲に、論ずる必要はない。唯だ、原としては、其の日其の日の最善を盡しつゝ、政黨政治に到達することを、目的としたのであつた。若し、原が、政黨政治に對する信念を有せず、腹の底から、其の日其の日の苟安を望んだとすれば、床次氏を、内務大臣の要職に、拔擢する如きことは、到底爲し得なかつた筈である。何となれば、床次氏は、長閑から、甚だしく憎ま

れてゐたのであつて、原が、床次氏を、内務大臣に抜擢したと云ふことは、長閨に挑戦するやうなものであつたからだ。故に、長閨と妥協の必要があつた時代——政黨政治の機運が、まだ十分に熟せざる寺内内閣の間は、原は床次氏を、殆んど第一線に出さず、主として、野田と横田を使つた。野田や横田は、原内閣が出現し得たのは、自分達が、山縣や寺内や、その他、長閨の有力者と、抜け目なく聯絡を取つた結果だと、考へてゐたであらう。如何にも、原内閣の出現は、大勢であり、直接には、西園寺が、敢然として、推薦した結果であつたと云へ、併しながら、野田や横田の功も、決して無視する能はざる理由があつた。故に彼等は、原が、床次氏を、入閣せしむるかをさへ疑つてゐた位で、内務の要職を與へるだらうなどは、夢想だもしなかつたであらう。而かも、原が、平然として床次氏を重用したのは、長閨官僚との妥協打ちりを、宣言したのと同様であつたのである。原は、久しく官僚派から阻止されてゐた政策を、一舉に解決せんとしたのであつた。郡制廢止、小選舉區制、陪審制度など、官僚派との妥協で、實現せらるゝ筈はなかつたではないか。常に、横田と聯絡を保つて、原のために、山縣、寺内を説いた三浦觀樹は、二

人の閣員を原に押付くる計畫で、原が、大命拜受の挨拶に來るのを待つてゐたが、之れを感付いた原は、親任式を終るまで、三浦を訪はなかつた。

されば、原内閣の顔觸れを見た所謂玄人筋では、原内閣は、短命であらうと云ふ觀測に一致したのである。其れは、貴族院の山縣系官僚派が、長くは生かして置くまいと、見たからであつた。實は、原自身も、之れを最大の難關と認めてゐた。

そこで、彼は、内閣組織匆匆、特に、床次氏を擇んで、貴族院係となし、慘憺たる工作に取りかゝつた。即ち、研究會を、山縣系官僚派から引離し、貴衆兩院を縦斷しようとするのだ。是れは、山縣系官僚に接近せる野田や横田に、出來る仕事ではなかつた。原は、凡ての過去を清算して、新局面を展開しようとする腹であつて、其の助手として、床次氏を用ひたのである。此の貴族院工作は、床次氏の政治的生涯に大關係を有し、後年、政友會脱黨の原因ともなつたのである。

獨り、原に限らず、政黨政治家は、悉く貴族院に惱まされた。貴族院を手中のものと思つた伊藤は、衆議院の反對さへなければ、天下泰平と考へて、政友會を創立した次第で

あつたが、彼が、衆議院に絶対多数を得て、内閣を組織すると、意外も意外、貴族院は、猛然として彼に反対し、彼が『七重の藤を八重に折つて』、諒解を求めても、駄目であつた。止むなく、彼は、詔勅を奏請して、貴族院を抑へたが、斯やうな非常手段は、度々出来ることではなかつた。

桂、西園寺の妥協時代は、貴族院の支配者と、衆議院の支配者との交立で、僅かに、一時を彌縫したが、然れども、西園寺は、常に、桂に押され勝ちであつた。其れは、言ふまでもなく、衆議院は、何時でも解散し得るに拘はらず、貴族院を解散することは、出来なからであつた。

初め、西園寺は、貴族院に自家の勢力を扶植せんと企て、其の第一次内閣の末葉、研究会（子爵團）の首領堀田正養と、木曜會（男爵團）の首領千家尊福を入閣せしめたが、桂の妨害によりて、一敗地に塗れ、爾來、彼は貴族院に手を出さなかつた。

然るに、桂が政黨を樹立して以來、貴族院の情勢は、漸次に變つた。即ち、勅選議員の一部が、桂黨に傾くと同時に、有爵議員の一部は、政友會に心を寄せ來つた。而して、世

界大戦は、俄かに、民衆勢力の勃興を促がし、寺内官僚内閣は、其の無力、無能を暴露した。元老は、頽然として老い、其の衣鉢を襲ぐるに足る人物も、見當らなかつた。

其處に、原内閣が、登場したのである。原の貴族院工作は、恰かも、水到つて渠成るが如く、案外、容易に進捗した。研究会の領袖青木信光と水野直は、原の勧誘を待ち設けた。更に、直ちに、之れに應じ、伯爵同志會の大木遠吉、小笠原長幹等も、原に接近し來つた。更に、大正八年の秋には、伯爵同志會は、研究会に合併し、茲に、兩院縦斷の形が、大體出來上つたのである。即ち、反研究会、反政友會としては、男爵團體たる公正會、山縣系官僚派の團體たる茶話會、憲政會系團體たる同成會あり、彼等は、共に、麴町區内幸町の幸俱樂部内に事務所を置いてゐたので、世人は之れを『幸三派』と稱した。

斯くて、伊藤が、政友會創立以來、常に、政友會の悩みであつた所の、貴族院の堅壘は破れたのだ。是れ、獨り、政友會の成功であつたのみならず、政黨政治其のもの、成功であつたと言ふべきである。

而かも、反對黨や『幸三派』は、兩院縦斷を以て、『二院制度の妙用』を誤まるものと

なし、原及び研究會を攻撃した。然れども、最初に『二院制度の妙用』を誤つた者は、官僚派と言はねばならぬ。『二院制度の妙用』とは、衆議院に對し、貴族院の公平なる補正作用を、意味するであらう。而かも官僚派は、政黨勢力を阻止する意圖を以て、貴族院を自家の道具に使用したのである。原が、貴族院に、自家の勢力を扶植したのは、止むを得ざる正當防衛であらねばならなかつた。然れども原は研究會を、獨り自家の道具に使用せんとする意圖は、有たなかつたであらう。原は、研究會が、政黨政治を理解し、一般政黨政治に對して——獨り政友會に對してのみならず——惡意の妨害を行ひさへしなければ、其れで満足したであらう。研究會幹部も、また政友會の利益のために、貴族院を悪用することを、肯んずるものではなかつた筈だ。故に原は、之れを『兩院縦斷』とは言はず、『兩院の調和』と言つたのである。如何にも、衆議院の多數者と、貴族院の多數者とが調和すれば其れが即ち、兩院の調和であるべき筈だ。一院の意思は、其の多數者の意思である。然れども、原の理想としては、更に、突込んだ考へを有してゐたらしく思はれた。彼が理想としたる政黨は、社會の各階級を縦斷する所の、穩健中正な中心勢力であつた。故に

彼は、華族や實業家等の、政黨に冷淡なる態度に對して、常に慊らず思つた。彼は、加藤高明の如く、高橋是清の如く、山本達雄の如く、有爵者の政黨加入者が、輩出せんことを望んだ。佐竹作太郎の如く、波多野承五郎の如く、山本条太郎の如く、實業家の政黨加入者が、輩出せんことを望んだ。斯やうに、華族も、實業家も、政黨に加入するに於ては、國民は、衆議院本位の政治に、満足するであらうと、彼は考へてゐたのである。其れは、英國議會政治の^(附註)發達過程でもあつた。政黨が、貴族院の妨害を、除去せんとせば、貴族院議員を政黨に入れ、政黨内に、彼等の活動の場所を與へるのが、一番、無理のなき近道であらねばならぬ。故に原は、政黨首領は、平民でなければならぬなどとは、考へてゐなかつた。彼が『平民宰相』として、世人の歓迎を受けたことに對し、彼は、苦笑を禁じ得なかつたであらう。唯だ、彼は、彼一己の趣味として、貴族的生活を好まなかつた。

原の、貴族院工作の成功は、其の功の一半を、床次氏に譲らねばならない。原の智は、床次氏の徳と相俟つて、効果を擧げたのである。原の精悍は、床次氏の寛厚と相俟つて、業を遂げたのである。

二

新内相としての、床次氏の仕事は、先づ第一、衆議院議員選舉法の改正（小選舉區制）と郡制廢止とであらねばならなかつた。此の兩問題は、原と床次氏との、多年の主張であつて、現内閣の、最大使命の一つであつた。單に、該問題解決のためにも、原は、床次氏以上の、内務大臣適任者を、他に、發見し得なかつたのであらう。

されば、原は、高等教育機關擴張案のために、文相中橋を援け、通信機關擴張、改良案のために、遞相野田を援け、主管大臣以上の奮闘振りを示したが、選舉法改正に就ては、其れは、彼が、何よりも、最も重要視してゐた問題であつたにも拘はらず、全く、床次氏に任せ切りであつた。床次氏は『原敬全傳』に序して、次の如く書いてゐる。

第四十一議會に於ける選舉法改正案の如き、あれ程の大問題であつたに拘はらず、一

切を余に任せて、總理たる原さんは、此問題に就ては一回も、説明も答辯もされなかつた。而して肝腎の本會議に上程されし日の如きも、少し氣分が悪いとして、議場にも出ず歸邸されたやうな譯で、任されたる余の責任は非常に重かつたが、任せて少しも干渉せぬといふのは、原さんの人物の大なりし所である。

衆議院議員選舉法改正 同案は、早速、第四十一議會（大正七年十二月二十七日—同八年三月二十六日）に提出されたが、政府案の外、國民黨も、憲政會も、共に、独自の改正案を提げて、此の議會に臨んだのである。

即ち、國民黨案は、選舉權を、直接國稅二圓以上を納むる者、中學校卒業生及び之れと同等以上の學力ありと認定せられたる者、兵役を了へたる者に附與し、且つ、選舉區制は大選舉區制を採つた。又、憲政會案は、選舉權を、直接國稅二圓以上を納むる者、中學校卒業生及び之れと同等以上の學力ありと認定せられたる者にして、獨立の生計を營む者に附與し、選舉區制は、大選舉區制を主張したものであつた。之れに對し、政府案の眼目と

する所は、納税資格を十圓以上から、三圓以上に低下する事、及び大選舉區制を、小選舉區制に改むる事であつた。床次内相の提案理由説明は、左の通りである。

諸君、現行衆議院議員選舉法は、實施後十餘年になり、其選舉の度数を重ぬること、七回以上に及んで居ります。其實跡に徴しまするに、當初改正の趣旨を貫徹するに於て、甚だ遺憾なる點が多いのであります。殊に、時運の促す所、是が改正は、夙に、朝野の間に唱へられて、懸案として、從來、屢々此議場にも、現はれた次第であります。今日まで、未だ適當なる改正を見るに至らぬのは、御互に遺憾とする所であります。仍て、此度、政府は、今日の時勢に鑑みまして、立憲政治の運用を全くせんが爲め、茲に、改正案を提出した次第であります。今此に、其改正の要目を、説明致します。第一は、選舉權擴張であります。現行選舉法に於ては、直接國稅年額十圓以上を納むる者を以て、選舉資格としてをりますが、此度は、此納税額を、直接國稅年額三圓以上を納むることを以て、選舉資格と致したのであります。此結果、今日の有權

者に比較致しますれば、約倍數の選舉權者を得る譯であります。尙、選舉人名簿に登録せられたる者は、其以後、納税資格を失ふことになりました。従來と異りました。其名簿の有効期間内は、投票權を有することに致しました。それが、一點であります。次には、大選舉區制を改めて、小選舉區と致しました。一人一區の所が二百九十三、二人一區の所が六十九、三人一區の所が十一となりました。成るべく、一人一區の制度を貫徹したい積りでありましたが、議員の配置上、止むを得ず、二人一區若くは三人一區なるものを設くるに至つた次第であります。其委しいことは、尙ほ、後に至つて説明を致します。第三には、市の獨立選舉區を増加致しました。苟も三萬以上の人口を有する市區は、皆獨立選舉區と致した。爲めに、現在より、其數を増すこと二十二であります。第四には、人口の増加に依て、自然、議員數を増加致しました。人口十三萬に對して、議員一人の割合、端數は四捨五入の算出法、是は、從來の例を採つたのであります。其結果、人口増加の爲に、議員の數が、六十一人増加致しました。是に、前申上げました獨立選舉區の爲めに、増加致した數二十二名を加へま

すれば、總計、茲に八十三名の増員と、なるのであります。即ち、三百八十一人が、増して四百六十四人となります。尙ほ、御承知の如く、北海道、沖繩縣に於ては、是まで、議員の配當は、本州と異なるものでありましたが、此度に於きましては、他の府縣と同一の比例を以て、議員を配當することに致しました。尙、一點は、小選舉區制度を採用致しました結果は、當選人の補充に關する規定が、自然改まることになりました。補充を致します場合は、極めて制限せられて、成るべく再選舉、若くは補缺選舉を採ると云ふことに改めました。次に罰則には、手を觸れぬことに致しました。只現行法の罰則の中で、法文の不備な爲めに、其適用上に、疑義を生ずること種々ありました。其點と、刑法の改正の結果、自然規定の變更を餘議なくするものと、從來の實驗に依て、必要と認めました些細の點に、三條項を修正致したのであります。以上、改正の要綱でありますが、先程、申し上げました此選舉權の擴張、納稅額十圓を三圓に低下致しました結果は、今日の有權者は、百四十六萬人であります。之を、總人口に割當て、見ますると、百人に就て、有權者僅かに二人六分であります。今日

の時勢に於て、尙ほ、より多くの國民をして、選舉に參與せしむるといふことは、相當のことと考へるのであります。去り乍ら、茲に急激なる擴張を致すといふことは、却て、弊害を伴ふ所以と考へましたので、漸次擴張の主義を、執つたのであります。而して、是が擴張の方法と致しましては、世間幾多の議論はございますが、政府に於きましては、茲に、新なる標準を、更に設けるといふことは、餘程、慎重の詮議を盡すべき必要があると考へたのであります。これ故に、御承知の如く、現行法に於ては、納稅額に依て、選舉有權者の資格を制限して、之に依て、選舉能力の制定を致す主義を、執つて居りますので、今日も、尙、此主義を襲ふて、擴張を致すといふことは、最も穩健なる遣方と、考へたのであります。申上ぐる如く、十圓を三圓に致しますれば、選舉權者は、約倍數になります。且つ又、此三圓といふ稅額は、府縣會議員の選舉有權者の資格も、同じく三圓であります。旁々、此稅額を、三圓より以下に下げるといふことは、寧ろ、今日に於ては、進み過ぎてゐると考へたのである。或は、世間に、智識階級を加へる議論もあります。此點に就きましては、吾々の見る所で

は、智識階級、即ち、學校卒業者のみに限つて、選舉權を與ふるといふ事は、其名、甚だ美なるが如くでありますけれども、其實は、甚だ公平を缺くものと考へたのであります。殊に、學校卒業者以外の者にも、同じやうな智識があるならば、之に何等かの方法を以て、公平を得るために、選舉權を與へんとするならば、其區分、甚だ明瞭を缺くに至ります。議員資格の如きは、明瞭なる規定を致すことが、必要だと考へるのであります。尙又、之れを實質上から申しまして、現在中學卒業者は、全國五十三萬人であります。其中三圓以上の納稅資格者は、十五萬人でございます。年齢二十五才未滿の人は、二十五萬人あります。之を差引きますれば、残る所は十八萬人であります。其實數に於ても、殊更、茲に新しい標準を採用して、改正をしなければならぬといふ程の必要もないと、考へたのであります。

次に、小選舉區の制度に改正致しましたことは、最初の我國の選舉法は、小選舉區制度であつた。之を改めて、現行の大選舉區制度に致したのでありますが、其當時、改正の理由とする所は、大選舉區に非ざれば、大人物を得るに困難であるといふ事が、

一點でありました。次に、小選舉區であつては、一府縣内を通じて、多數を占むる所の黨派であつても、選舉區の小なる爲め、得票が分裂して、却て少數の黨派にして、多數の議員を出す結果を見るから、茲に、改正を致すの必要があると云ふのであります。第三點には、選舉區の小なるために、運動容易にして、賄賂、脅迫、暴行等、種々の弊害が行はれ易きに依て、大選舉區に改めざる可らずといふ、此三點であつたのであります。此等の點は、大選舉區制度實施後の經驗に徴して見まするに、必ずしも、當初の期待の通りに、參つて居らぬのみならず、寧ろ、多くの弊害を、今日に伴ひ來つて居るといふ有様であります。それ故に、今日に於て、其弊害と認むる所を矯正して、今日の時勢に、適當なる改正を致すといふことは、最も妥當な遣方と、考へたのであります。試みに、二三の點を舉げて、申し上げますれば、選舉運動費の多く掛るといふことは、蓋し、選舉界に立つ者の何人も、争ふことの出來ない、最も大なる事實であると考へます。次に、此度の如く、有権者の數を、殆んど其倍までに増加致しました以上は、益々以て、小選舉區に爲すの必要があると、考へるのであります。

す。補缺選舉の弊害に堪えざる事は、是亦、茲に申上ぐるまでもありませぬ。次に、大選舉區たるが爲めに、御互に選舉場裡に立つて、最も困難を感ずることは、同士打の弊害であります。それが爲めに、政治道德の上に及ぼす影響は、少くないと思ふ。政黨の發達上にも、宜しくないと思ひます。殊に、大選舉區で、同士打を致す結果は、投票の配當、宜しきを得ざる場合に於ては、選舉の結果、甚だ不公平なる事が起り來ることは、是亦、諸君の御承知の通りであります。殊に、今日の制度に於て、名は、成程大選舉區でありますけれども、實際に於ては、議員候補に立つ者は、各々根據地を擁し、所謂私設の選舉區を設けて、此選舉場裡に立つといふことは、實際であります。議論の善悪は措いて、此事實は、則ち我國の選舉區制度なるものが、小選舉區ならざる可らずといふ事を、事實に於て、證明して居るものであります。殊に、大選舉區たるが爲めに、吾々は、それ〴〵私設選舉區を設けると雖も、單に、それは、私設の繩張りたるに過ぎざるが爲めに、全縣下を攪亂して、茲に申す如く、同じ味方であり乍ら、投票の奪ひ合ひをしてゐると云ふ有様で、是等は、最も、選舉區を

廓清するに於ては、注意しなければならぬ事情と、考へたのであります。殊に、小選舉區に致しますれば、實際に於て、無競争の選舉區が多く出來ることは、事實であります。此爲めに、一方に於ては、選舉の取締上に、十分の注意を致すことが出來、随つて、選舉の公平も、之に依て、以て、保つことが出來るのであります。尙、小選舉區であれば、地方的議員が出るといふ非難もあります。併しながら、一方から考へますれば、却て、これが爲めに、候補者の地盤を鞏固にすることは、疑ひないことでもあります。選舉人は、被選舉人の人物政見に就いて、より多く密接に、知ることが出来る利益があります。即ち、選舉人の投票に關する自覺心を起さしめ、政治思想の發達を、促すことは、大選舉區よりは、優つて居ると考へます。尙ほ、幾多の理由を、述べますれば有りますが、兎も角、此小選舉區制度なるものは、明治四十五年に於て、一遍、本院を通過した制度であります。今日に於て、益々其必要ありと、考へるのであります。

次に、區制を改めました結果、自然、別表の上に、大なる改正を、施さなければなり

ませぬ。此別表の改正に就きましては、人口十三萬に付て、議員一人の割合を以て、先づ、府縣に對する配當數を定めまして、更に、人口、郡の行政區域、地勢、交通等を標準と致しまして、成るべく、一選舉區一人の方針を採つたのであります。其已むを得ないものを、一區二人、若くは三人と致しました。而して、選舉に對する議員の配當に就ては、出來得る限り、人口十三萬を以て、中心と致しまして、之を配當したのであります。二人區三人區の處にありましても、議員一人當りの人口は、又、成るべく十三萬に近からしめん事を期したのであります。其結果、大體十萬臺より十八萬臺の程度に止めて、彼是權衡を得せしむるやうに致しました。斯くの如く致しまして、唯、人口十九萬臺のもの五區を生じました。九萬臺のもの十二區を設くるに至りました。是等は、何れも、地形、行政區劃、交通上、止むを得ざるに出でた譯であります。斯くの如く、選舉區の區劃、議員配當に就きましては、茲に申す如く、人口十三萬臺といふ一つの要件と、郡の行政區劃といふものと、地形、交通、是等の標準を、出來得る限り、嚴守せんことを期したのであります。何等、此の間に、感情を加

へざらんことを期しました。何等、此の間に手加減を致さぬことに、努めたのであります。御議論は、固より、ありませう。併し乍ら、私としては、最も公平に、これを決定した積りであります。素より、公平な立場で、自分はやつた積りでありますが、必ずしも、皆様の御氣に召すといふことは、到底出來ないことでもあります。御氣に召した方は、黙つて居られるし、御氣に入らぬ方は、甚だ不公平なる遣方と、仰しやるのでありませうけれど、原案者としての私に於ては、以上申上げた、人口、郡の行政區劃、地勢、交通、此等の、血も何もない所の、數字と條件とを基礎として、割出したのでありますに依て、どうぞ、別表の改正案に就きましては、諸君に於かれましても、申上げるまでもない、甚だ失禮なことではありますが、感情手加減なくして、公平に、御審査下されば、洵に仕合せであります。

以上、改正要綱の、大體でありますが、此改正に依て、選舉の改善を促し、民意の代表を確實にし、選舉民の政治的觀念を鞏固にし、吾々政黨に依て、我國の立憲政治を改善せんとする者は、茲に、政黨の利便を圖り、以て、憲政の運用を完ふしたい

と、考へる次第であります。どうぞ、宜しく御審議を願ひます。

三

選舉區制の
歴史

最初、日本の選舉法は、小選舉區制を採用したが、政黨が、漸次二大政黨的に發達し、其の操縦に苦しんだ官僚派は、政黨を、小黨分立の状態に置くために、第二次山縣内閣の時、大選舉區單記投票制を採用し、第七回總選舉（明治三十五年八月）から、之れを、實施したのである。

此の制度は、一八六七年、英國議會に於て、ロバート・ロウが少數代表の目的を以て、始めて、提案したものであるが、自由黨によりて否決された。其の後、一八八二年から一八九二年まで、ブラジルの下院議員選舉に用ひられ、また、ドイツ帝政時代、ハンブルグの市參事會員選舉に、用ひられた例があるが、現に、此の制度を採用してゐるのは、世界中、日本唯だ一國あるのみである。

原の小選舉
區主張

山縣内閣は、此の大選舉區單記投票制案を提出するに際し、之れを、巧みに説明して、此の方法によれば、政黨の勢力の大小に應じて、比例的に、代表者を出すことが出來、また、大人物が當選し易くなると言つた。當時は、深く選舉法を研究した議員がなかつたから、議會は、斯んなことで、胡魔化されたのである。

然るに、第二十八議會に於て、原内相は、小選舉區制案を提出し、左の如く論じた。

大選舉區制が政黨勢力の大小に比例して、代表者を出す云ふことは、十年間の經驗によりて、事實上、決して出來ないと云ふことが判明した。實際に於ては、同志打ち（原は、此の同志打ちを、政界の道德を墮落せしむるものとして、非常に憂慮した）が通例であつて、或一人の同志が投票を取り過ぎた爲めに、他の一人の同志が落選し、少數黨が當選する場合もあるのであつて、決して、政黨勢力の比例には參らぬのみならず、全く反對の結果を、見ることもある。

彼はまた『廣い大選舉區の方々から、投票を拾ひ集むれば、當選し得る者がある。之れを少數代表と言つてゐる者もあるけれども、自分は、其れを少數代表とは解しない。』

と、喝破した。彼は、主義政見にも據らず、また、選挙人と、何等の人格的關係も有しない候補者が、金をバラ撒いて、政黨の綱に漏れた選挙人を、方々から拾ひ集めて、其れで當選したと言つても、斯やうな者を、少數代表とは、解し得ないと言ふのであつた。更に、彼は痛論した。

四方八方から零碎の投票を集めて、稀に當選する者があります。稀にさう云ふ者があると申せば、追々さう云ふ者が殖えて參るかとも思ひます。是れは其の演説やら何やらで承つて見ますと、甚だ困つたことを言ふので、如何にも卑近なることを言つて居る。追々選挙人が殖える。其の殖える者は上流の者ではありません。寧ろ下流の選挙人が殖えるのでありますから、其の人氣に投ずるやうなことを言つたり、或は、或る事を教唆いたしますれば、其れに依つて投票を集めることが出来る。さうして當選の榮を得ると云ふやうなことがあります。是れ等は言論に依つて當選した者と申しては、事實に違ふのであります。言論には違ひないが、聊か趣が違つて居るのであります。此等の言論によりて當選を得た人こそ、時々危ないことをするのである。……金を使つて當選を圖るか、或は金を使はずして、さう云ふ極く極端を申せば、露骨に申せば、社會主義でもあるかの如き、極端なことを申して、當選を圖ると云ふ者も、段々出て來さうにあるのであります。故に中間の穩健

なる思想を持ち、相當なる人格を具へて居る者は、益々困難をする。一方には過激なる言論を以て、下からは攻められ、他の一面には金を振撒いて投票を奪はれ、其の間に穩健なる者が、一番困ると云ふ傾向が見えます。是れを此のまゝ置くと云ふことは、國家のため忍びないのであります。

また、彼は、大人物の當落に關する問題に就ては、其れは、必ずしも選挙區の大小とは關係ないと斷言し、更に、左の如く附け加へた。

愚見によりますれば、穩健なる思想を有して、相當なる人格を具へ、謂はゆる大人物ではありますまいけれども、國民の代表者として、適當なる資格を備へてゐる人を、多數選出すると云ふことは選挙法を設くるに就いては、眼目と致さねばなるまいと考へるのであります。然様に穩健なる思想を有し、相當なる人格を具へてゐる人が、何うであるか、大選舉區の下に於ては、それ等の人と雖も、金を費して競争致さなければ、當選が出來ないのであります。故に——是れは程度の問題になりますけれども——然様なる人物が、選挙場裡に争ふことを、斷念致すやうな傾きが見えるのであります。

彼は、官僚派が、大選舉區制の長所として擧げたる、政黨勢力の比例的代表と云ふ瞞着

に對して、完膚なく、駁撃を加へた。併し、其れは、官僚派に何の痛痒をも、感せしめなかつた。と云ふよりも、寧ろ彼等を満足せしめたであらう。彼等は、大政黨が、同志打ちによりて、損失を蒙り、小黨分立となることを、望んでゐたからである。

四

右は、明治四十四年の事であつた。大正八年の、床次内相時代ともなれば、貴族院の多數は、目が醒めた。原が豫言した通り、大選舉區を利用して、既成政黨外から出て來る者は、官僚派を支持する第三黨ではなく、原の語を用ふれば、『社會主義でもあるかの如き極端なことを申す』者が、増加する形勢となつたからである。

然れども、床次氏は——原も同様に——眞の意味に於ける、眞面目なる少數代表ならば決して、之れを拒むものではなかつた。之れに關して、床次氏は、最も明快なる答辯を與へてゐる。即ち、齋藤隆夫の質問に對して、左の如く答へた。

床次氏と比
例代表

我國の如く、大選舉區であつて、而かも單記投票制度は、各國に其の例を見ざる所である。若し大選舉區制度をして、眞に其の效用を完ふせんとするならば、蓋し、比例代表法に依る外はない。但し、我國に於ては、比例代表法の制度を布くよりは、小選挙區制度とした方が、實際に適切なるものと、私は考へたのである。

蓋し、比例代表制は、既に、小黨分立となつてゐる國に於て、之れに適應すべく、工夫された方法である。然るに、日本に於ては、當時は、比例代表法に依らなければ、甚だしき不公平に陥ると云ふほど、主義政見の相違による小黨分立はなかつた。偶々、小黨分立に陥る場合は、其れは、主義、政見の相違ではなくして、不純なる利害、感情に基くことが多かつたのである。

斯やうな國情に於て、複雑なる比例代表法を採用することは、常に必要なのみならず貴族院の如きは、寧ろ社會主義政黨の起ることを恐れ、少數代表を嫌つたので、床次氏の

改正案は、壓倒的多數を以て、同院を通過した。衆議院に於ては、憲政會と國民黨が、大選舉區制を固執したけれども、中立派の賛成によりて通過し、明治四十四年以來の懸案が茲に始めて、解決を見るに至つた。

議會に於ける床次氏の應酬は、全く、手に入つたもので、些の危な氣もなかつた。平素の茫漠的態度とは、打つて變つて、大膽卒直、テキパキと片付けた。床次氏は、貴族院に於て、『小選舉區に致しました方が、政黨の爲めに、都合が宜しいと考へます』と直言し官僚派を驚かした。高崎親章は、之れを捕へて『政府は憲法政治の運用をなす上に於て、大政黨でなければならぬと云ふ、御目的があると云ふことが、御言葉の中に、現はれてゐるやうに考へる』と詰つたが、床次氏は之れを一蹴した。――

政黨のために、都合がよいと申上げたことは、大政黨に限つて、都合がよいと申上げた次第ではありませぬ。黨の大小を問はず、政黨と致しましては、小選舉區の方が、都合がよい。斯やうに申上げたことでもあります。

是れは、官僚派の、反政黨思想に對する、爆彈的抗議であつた。是れが、若し、原の口から出たとすれば、相當、紛糾したであらうが、高崎が、其れ以上、争はなかつたのは、床次氏の、人徳の賜と思はれた。原が、選舉法問題を、床次氏に一任したのは、其の邊のコツを、呑み込んでゐたからでもあつたであらう。

五

次に、床次内相は、地方自治の選舉法にも、一大改正を加へた。

市町村制改正 内務省は、大正九年、公民權の擴張、等級選舉制の撤廢、選舉に關する規定の改正、施行區域の擴張等に就き、詳細なる調査を遂げ、將に、之れを議會に提案せんとしたが、偶々、議會解散のため、實現を見ずして終つた。そこで、更に調査の歩を進め、一面、各地方長官の意見を徴し、他面所屬の官吏を全國に派し、直接に市長、町村長其他、地方自治行政に與る當務者の意見を聴取せしめ、充分なる調査材料を得て、改正法

市町村制改正

律案を草し、之れを第四十四議會（大正十年）に提出した。床次内相の提案理由の説明は左の通りである。

時勢の發達に伴ひまして、自治の發達を促進せんが爲に、地方制度の、改正を必要と認めます。先づ、地方制度の基礎たる、市制町村制中の改正法律案を、提出したのでございます。茲に、改正を要する主眼の點に於て、大體説明を申し上げます。主眼の點は、四點でございます。第一は、公民權の擴張でございます。第二は、等級選舉制の改正でございます。第三は、選舉に關する規定の改正。第四は、市制町村制施行區域の擴張。此の四つの點に於て、大略、説明を申し上げますが、自治の發達を期し、するには、自治體住民の、成るべく多數をして、其行政に參與せしむるといふ事が、最も必要なりといふ事は、茲に申上げる迄もございませぬ。然るに、現今の公民權は、市制町村制定以來、三十餘年を経過致しまして、今日國民一般の智能、著しく向上致したるにも拘はらず、其間、未だ一回も擴張せられたることはございませぬ。

市制町村制施行の當初に於ては、公民の數は、人口千人に對して百三人の割合でございました。今日に於きましては、是が千人に對し八十六人と相成つて居ります。斯様なる有様でございますので、今日、公民權の制度を、擴張致しまするといふ事は、我國今日の文化の進歩に伴ひまして、當然の事であると考へます。唯、如何なる程度まで、公民權の擴張を致すかといふ事に就て、爰に慎重なる考慮を要すべきものと思ふのです。是に於て、市町村公民權の附與は、今日の狀態に於きまして、市町村の負擔を分任すると云ふ事を、本と致しまして、即ち、直接市町村税を、苟も分擔する人には、選舉權を與へ、其市町村費の負擔を分任せざる人は、其資格ないものと云ふ事に致しますのが、丁度適當であらうかと、考へたのであります。それに依て計算を致しますると、現行法に於て、公民數は五百有餘萬でございます。此、唯今、申しました方法に依て、擴張せられますと、五百萬が七百五十二萬餘と相成ります。即ち、新たに増加せられたる所の數は、二百五十二萬餘でございます。此割合は、恰も五割の増加に相當致します。而して、これを市と町村とに、區別致して見まするといふと、

市區の現在公民數は、三十三萬七千でございます、是が爲百三萬七千といふ大數に相成ります。此増加割合は、二十割七分に當ります。町村に於ても、今日四百六十六萬五千が、六百四十八萬六千と相成りまして、其増加割合は、三割九分でございます。今日迄は、直税市町村税に加ふるに、國税の納税を以て要件と致してありましたが、是は削除することに致しました。

次に、公民權を斯の如く、擴張致しまするに就ては、自ら今日の等級選舉制に、考を及ばざるを得ぬ次第であります。今日の實際を申し上げますと、町村に於ては、御承知の如く、二級制になつて居りますが、一級有權者の一人は、丁度二級有權者の六人に相當ります。是が郡に於ては、市の一級選舉權者一人は、三級選舉權者の五十人に相當ります。其最も懸隔の甚しい所は一級選舉權者一人にして、三級選舉權者千餘人に當る所もございます。今日、前申し上げました如く、茲に公民權の擴張を圖ると致しまして、等級選舉制を、其儘に差措くことに致しますれば、斯る懸隔は、此上一層甚しく相成る次第でございます。而して、今日の此等等級選舉制度は、是は、實際

等級選舉制
改廢

から申しまするに、今申上げるやうな、随分、不穩當なる懸隔も、其間にあるのでございしますが、加ふるに、實施されてゐる所の狀況から申せば、必ずしも、等級觀念を以て、今日選舉が行はれて居るとも考へませぬ。乃ち、實際上に於て、此等級制の必要が、大體に於て、あるとは考へられぬのであります。それ故に、大體に於ては、此等級選舉制は、廢止して可なりと、考ふる次第であります。さり乍ら、又、一面を考へますれば、今日の、この等級選舉制度は、兎も角、市町村制施行以來三十年間、我國の今日迄の自治制度として、行はれ來つた所の制度であります、それ故に、此選舉制度を、一朝にして、根本的に改革を致すといふ事に就ては、其間、餘程の考慮を要すべきは、勿論であらうと考へるのです。それ故に、此際に當りましては、成るべく、漸進的の方針を以て進みまするといふ事が、自治體の圓滿なる發達を、遂ぐる上に於て、過ちなき遣方であらうと、考へた次第であります。仍て、町村に於ては、二級制たりし所のものを、原則としては、等級制を廢止することに致しました。但し、除外例を設けましたが、原則としては、廢止することに致しました。而して、市に於

ては、御承知の如く、是迄三級制度でありましたのを、一步改めて、二級制度と致しました。尙ほ三級制を改めて、二級制と致した外に、茲に注意すべき二つの改正を致しました。それを、御承知の通り、今日迄の級別は、如何なる方法であつたかと申しますれば、總ての税を三分致して、其三分の一つづゝを以て、各々一級二級若くは三級と致したのであります。其結果、先程も申上げる如く、全國の郡に互つて、一級選舉権者の一人と、三級選舉権者とは、一と五十の割合になつてゐる。甚だしき所は、一に對して、千餘名に相當する所があるのです。そこで、此點に就て、考慮を加ふべしと考へて、此度は、級別を致すに先立ち、總ての選舉権者の税額を調べて、而して、其平均點を見出しまして、平均以上の納税をなすものを一級とし、其他のものを、二級とする方法を採用したのであります。尙ほ、其上に、御承知の通り、現行法に於ては、公民に非ざる市町村の多額納税者に、選舉権を附與致して居りました。其結果としては、住所の如何を問はず、二十五歳以下の者、女子、禁治産、準禁治産、法人等、何れも選舉権を認めて居ります。此特殊の制度は、今日以後存置の必要も、理由

も、共にないと考へまして、其特權は、今後は、削除することに致しました。此二つの點は、同じく二級制に致しましたが、御注意を願ふべき點であります。斯の如く、級別の方法を改め、又一方に於て、多額納税者の選舉権を認めざる事に致した結果、如何なる事に相成るかと申せば、全國を通じて、一級権者と二級権者との懸隔は、恰も一と三とに相當することに相成ります。現在町村に於て、一級と二級との間は、一と六になつて居ります。此改正法に依る結果として、市に於ての一級と二級とは、一と三との割合になります。仍て、以て、一級二級間の權利の、不權衡なるものが、非常に緩和されることに相成ります。斯くの如く致しまして、一方には、撤廢の考を以て進み、一方には、今日の實情に鑑みて、前途誤りなき途を執つて進みたいと云ふ考より、斯くの如く、立案致しました。

第三は、選舉に關する規定であります。是は、一昨年、衆議院議員選舉法が、改正されましたから、之に伴ひまして、選舉の規定を適當に改正致しました。第四の點は、町村制施行區域の擴張であります。大正七年三月、本院に於て、沖繩縣下の町村に、

町村制を施行せられたといふ建議が、可決になつて居ります。政府に於ても、十分調査致しました結果、其然るべきを考へまして、茲に、沖繩縣下に市町村制を施行するゝことになりました。又、北海道に於ける所の町村は、未だ町村制を施行する時期が、到達致しませぬが、其區に於ては、市制を施行致しましても、何等、内地の市と異なる所を認めませぬ。仍て、此度、北海道に、市制を施行することに致しました。大要、以上の通りでございまして、今回の、我國の文化の程度に於て、自治の發達を促進し、其圓滿なる運用を期するに於て、極めて喫緊の事柄と考へますので、何卒、御協賛を願ひたいと思ひます。

此の案は、無事兩院を通過し、大正十年四月に公布された。即ち、市町村制の制定以來三十年振りで、地方制度の核心に觸れたる改正が施されたもので、我地方自治の發達史上、一新紀元を劃するものであつた。

六

府縣制、北海道會法改正 床次内相は府縣制及び北海道會法にも、選舉權擴張を要旨とする改正の必要を認め、第四十四議會に提出し、衆議院を通過したるも、會期切迫のため貴族院に於て、審議未了となつたので、第四十五議會（高橋内閣）に再提出し、兩院を通過した。床次内相の提出理由として述べた所は、左の通りである。

府縣制中改正法律案に就きまして、大體の説明を申し上げます。今度の改正の主なる點は、選舉權、被選舉權の擴張でございします。それと同時に、選舉手續其他に、多少の改正を加へたのであります。選舉權の擴張に就て申し上げますれば、現在選舉有權者は、其數二百四十三萬でございします。此選舉有權者の數を、我國の人口に比例しまするといふと、人口百人に付き、四人四分に當つて居りますが、現行府縣制の施行せ

られました當初、即ち、明治三十二年に於きましては、丁度、此人口百人に對する割合は、四人五分に當つて居るのであります。仍ち、今日は、實際に於て、其當時より、比例が減少致して居ります。之を衆議院議員有権者に比較致しまするといふと、即ち、衆議院選舉有権者は、其數三百萬以上でございますから、府縣會議員の選舉有権者は、尙ほ、それにも及ばぬといふ今日でございます。惟ふに、現制度施行以來、茲に三十有餘年に相成つて居りますが、其間に於ける教育の普及、民度の向上、并に自治團體行政に關する府縣民の經驗訓練の情勢も、大に進んで參つたのでございませぬので、相當に、選舉權の擴張を圖りまするといふ事は、申す迄もなく、必要な事と考へます。左様致しますると、茲に、選舉有権者の數は、五百萬に増加致すのであります。是は、衆議院の方から申して、此度改正に相成りまする市町村制の方と、比較致しまして、旁々、此邊で、相當であらうと考へた次第でございます。尙ほ從來は、選舉權被選舉權の要件と致しまして、直接國稅納額に等差がございました。即ち、選舉權は三圓以上、被選舉權は十圓以上に相成つて居ることは、御承知の通り

でございますが、今日に於きましては、選舉權被選舉權の間に、其等差を設ける必要はないと、考へましたので、區別を設けぬ事に致しました。即ち、選舉權者は、同時に被選舉權者たることに、改めたのでございます。次に、選舉手續、其他多少改正を致しました。是は、衆議院議員選舉法に倣ひまして、改正を致すのが宜しからうと云ふのが、一點であります。他の一點は、既往の實蹟に徴しまして、委員の設置、手数料の設定の手續、並に府縣行政の委任、府縣費の分賦等に關しまして、相當の改正を致したのでございます。何れ、詳細の事は、尙ほ、委員會に於て、お答へすると致しまして、説明は之に止めます。何卒、御協賛下さることを望みます。

尙ほ、北海道會法、并に北海道地方費法中に改正を加へました。現行北海道地方費法は、孰れも、明治三十四年に制定せられて、始めて、道會并に地方費に關する制度が北海道に開けたのであります。其當時は、人口、僅かに百萬足らずであり、地方費の經濟も、僅かに百四十萬圓でございましたが、爾來、拓殖の進捗と共に、北海道の開發は、洵に著しく、戸口の増加と云ひ、生産の増加と云ひ、其他、各般事業の勃興致

しました事と申し、現時の北海道は、現在の制度が立てられました當時に比して、殆んど其面目を一新致して居る感があるのであります。其人口から申しましても、今日では、二百十六萬に相成つて居ります。地方費の經濟を申しまして、七百四十一萬圓でございます。左様な次第でございますので、現制度の儘、推し行くといふ事は、今日の事情に適せないと、考へますので、相當なる改正を致すことが、最も必要であらうと思ひます。そこで、此度、改正を企てました主なる點を申しますれば、道會法に在りましては、選舉權被選舉權を擴張することに致しました。又新たに、道參事會を設置することに致しました。尙ほ、議員の選舉に關する事項は、從來勅令の規定に譲つて御座いましたが、是等は、道會法中に統一するのを、適當と認めましたので、改正案に於ては、大體府縣制に準據することに致しました。而して、選舉權の擴張は、大體、府縣會議員の選舉權と同様なる立場より、改正致しました所、現行法に比し、約二倍一分餘の増加に相成ります。北海道地方費法に於ては、從來地方税の賦課徵收、並に地方費の支出費用に關し、大綱を規定してありましたわけでございませ

て、此他地方費の行政に關する幾多重要な事項は、地方費令、及單行勅令で、今日 は定めてございます。此等は、地方費中に、統一致しまするが適當なりと考へまして、大體府縣制の規定に準じて、それら、相當の改正を致した次第でございます。是を以て、時勢の進運に伴ふ適當なる事と考へますのであります。宜しく御審議を願ひたう御座います。

七

郡制廢止 自治體としての郡は、府縣又は市町村に比して、其の事業の實績に、何等の見るべきものなく、中間自治體として、存在の必要がなくなつたので、之れを廢止して、從來の郡の經營事業を、府縣或は町村に移し、それら活動せしめた方が、地方行政の効果を擧ぐるに、一層適切であると云ふ見地から、其の廢止案を提出したのは、明治三十九年の、第一次西園寺内閣時代、即ち原の内務大臣、床次氏の地方局長時代であつた。所

が、當時衆議院は通過したに拘らず、貴族院で握潰しの悲運に會つたことは既に述べた。爾來、十餘年の間、この問題に、手を觸れた内閣はなかつたが、愈々、原内閣となつて大正十年三月(第四十四議會)、本案を提げて、床次内相は立つたのであつた。床次内相の、提案理由説明は、左の通りである。

郡制廢止案に就て、大體の説明を、申し上げますが、郡制廢止の事は、既に、數回、本院に於ては、可決通過致して居る事柄でございますが、未だに、今日まで、其目的を達せず居ることでもあります。然るに、更に慎重に、攻究致して見ました結果、今日に於ても、尙、此郡制は、之を存置するの必要なく、廢止することを以て、適當なりと考へましたので、爰に、重ねて、廢止案を提出した次第であります。郡制は、施行以來二十有餘年を経て居りますが、郡自治體の施設を致して居ります事業の實況を調べまするに、其成績の見るべきものは、甚だ少ないのであります。試みに經費の點から申しますると、大正九年度の郡費歳出豫算總額は、三千百餘萬圓でありま

して、之を、道府縣の歳出豫算中、北海道並に沖繩縣を除きました府縣の歳出豫算二億六百餘萬圓に比較しますれば、其一分五厘強でございます。同じく市町村歳出豫算は、五億四千七百餘萬圓になつて居りますが、郡の歳出豫算は、之に對して、僅かに其五分強に過ぎない有様であります。郡の事業が、遠く府縣市町村の事業に及ばざる事は、それでも明らかでございます。特に、郡費の中、事務費、補助費等の類を除いて、眞に、郡の事業と見るべきものを、挙げますれば、其額、僅かに千八百餘萬圓でありまして、之を一郡に平均致しますれば、約三萬五千圓に過ぎませぬ。今日、市町村に於ても、其事業費四五萬圓に上つて居りますものも、少なくないのであります。即ち、一郡の事業は、一町村の事業にも及ばないものが、少なくないのでございます。加ふるに、今日、全國の郡に於て經營致します所の事業は、土木でも、教育でも、勸業、衛生各種の方面に涉つて居りますが、之を、各郡に就て見まするに、事務費補助費の外、事業費としては、經營費支出豫算額僅かに五千圓にも達せざるもの、即ち、殆んど事業として見るべきものでありませぬのが、全國五百三十七郡の

内、百二十七郡もございませぬ。斯くの如く、郡の事業は、其量から申して、少ないのみならず、又其事業の内容に於ても、満足すべからざる状態にあるものも、少なくないのであります。是は、地方の事情に通ずる人々の、齊しく承知して居る所でありませぬ。府縣、又は、大なる市町村が、教育、勸業、土木、其他各般の事業を並び行つて、其費用、各數萬圓乃至數十萬圓の多きに上つて、自治體としての実績を擧げつゝ、あるのに比較致しますれば、郡の状態は、目を同じうして語ることの出来ない有様であります。斯くの如く、郡の事業が、成績の擧らないのは、何に依つて、斯くの如くであるかと申しますれば、一は、郡の自治體は、府縣及び市町村に遅れて、發達致したのでございませぬ。随つて、住民の、郡に對する自治觀念薄くして、自治體としての基礎の、鞏固でない云ふのが、其一つであります。又、或は郡は、府縣と町村との間に介在致す所の、中間團體であつて、而も、府縣町村は、郡よりも先きに、發達致して、組織も、随つて鞏固であるが爲めに、地方事業の主なるものが、多くは、府縣市町村に於て、經營せられる結果として郡の經營すべき事業が、自ら少なからざるを

得ないであらうと考へませぬ。加之、我國の町村は、其面積頗る廣く、戸口も亦随分多いのであります。而も、府縣は、其郡の上に在りて、面積割合に狭く、戸口も割合に少ないのであります。是に於て、其中間に在るところの郡の自治體といふものは、實際に於て、其必要を見ざるものであらうと考へませぬ。我國の町村は、町村制施行の際、其數七萬でございませぬ。之を合併致して、一萬三千と致したのでありますに依つて、一町村の廣表、人口、戸數は、之を、英吉利なり、獨逸等に、比較致しますれば、彼の數町村に、匹敵致して居ります。随つて、現に、彼の國々に於て、郡の經營する事業も、我國では、町村が、多く之を經營致して居ると云ふて、宜しからうと思ふのです。即ち、我國の郡は、彼の國々の郡に比較致しまするに、其活動の範圍は、狭少でありますのは、洵に當然な事であると申して、宜しからうと考へる。畢竟しまするに、郡事業成績の擧らないのは、我國自治制度の沿革と、郡の地位とが、其原因を成すものであるとする以上、今日、並に將來に於ても、大に其發達を期待する事は、出来ないと思へませぬ。果して、左様でございませぬれば、今日五百有餘の郡の自

治體を、全國に、普遍的に、存置せしむる必要はないと考へます。之を廢止致しまして、其經營の事業を、府縣に、或は、町村に移しまして、各々是等をして、活動せしむる方が、地方行政の効果を擧げるに、一層適切な遣り方であると認めるのであります。即ち、資力豊富なる、機關の整備して居る所の府縣、或は利害關係の一層切實なる町村をして、それら、有効に經營致さしむる方が、宜しからうと考へます。之を要しまするに、無くもがなの郡を存して、地方の三級階級を維持致すよりは、寧ろ、これを廢して、簡明なる制度に致すことが、大體に於て、其宜しきを得たるものと、考へるのであります。右の理由に依りまして、今日之を廢止致しますことは、最も適當なりと信じますることとあります。何卒、御協賛を願ひたいのでございます。次に、衆議院議員選舉區に關する法律案。郡制廢止の結果と致しまして、自然郡の廢置分合、若くは、區域の變更があります際に、衆議院議員選舉法別表の選舉區に、影響を及ぼすことがありますので、爰に、衆議院議員選舉法別表の選舉區は、特に、此法律に依りて致すに非ずんば、濫りに變更せざるものであると云ふことを、明らかに致

して置く方が、必要なりと考へまして、是は、郡制廢止に伴つて、提出致した次第で、是亦、然るべく御審議を願ひます。

本案は、一氣呵成に、衆議院を通過したが、貴族院に上程されたのは、會期餘す所僅かに五日といふ、際どい場合であつたにも拘はらず、貴族院の形勢も、十數年前とは非常に變化してゐたので、最終日の本會議に於て、壓倒的多數を以て通過し、多年の懸案、茲に解決を見るに至つたのである。因に、此の郡制廢止は、決して、郡長廢止を豫想する者ではなかつた。郡長廢止は、憲政會内閣の時、濱口内相によつて、行はれたもので、床次氏は反對であつた。

(附記) 英國の兩院縱斷

エドワード一世は國民統一の道具として國會を設けたのであるから、貴族と庶民とを對峙せしむるやうな二院制度を考へた筈はないのである。而かも偶然の事情で兩院に分離したので、兩院は經驗の結果、之れを一院的に運用したのである。即ちパザヨットは曰ふ、『デボンシアア公爵若くはベッドフォード公爵の如きは、議院外

に於ては、總理大臣サーロー卿よりも遙かに偉大なる人物であつた。彼等は大きな財産、多くの選挙區、王宮にも似たる邸宅、多數の婢僕を有し、議會開會の日までは、最大勢力を有するのであるが、一旦議會の開會となるや、形勢忽ち一變して、サーロー卿が最大勢力となるのであつた。サーロー卿は演説が出来たけれども、公爵等は其れが出来なかつた。サーロー卿は大貴族が一日か、つても處理し能はざる、或は何時までか、つても全然處理し能はざる時務を、半時間に處理することが出来たのである。故に此等の大貴族は、貴族院に居るがために名譽を得るのではなく、議院に居る時は却つて名譽を失ふのである。そこで彼等は二つの便法を發明した。其の一は代理法で、彼等は此の法によりて、議院に出席して批難嘲笑さる、迷惑から免れた。而して其の二は、衆議院に於て其の勢力を用ふる方法であつた。彼等は州若くは都市の選挙區に於て、代議士の半數若くは全部を指名し、或は内閣大臣にも、在野黨の首領にも、議會の議席を與へ、貴族院其のものを度外に置き、衆議院に潜勢力を扶植し、以て政治的權力の大部分を獲得した。』

第一八 夫人の逝去

——再婚問題——

大正七年——大正八年



大正八年・右より一子夏 氏次床 子秋 藏繁野岡 二德 (三河自邸)



恭 子 夫 人

第一八 夫人の逝去

— 再婚問題 —

大正七年の秋から、清子夫人が、病の床に臥した。腎臓病であつた。

七年十二月、大學病院入澤内科に入院す。八年一月二十日、病稍快く、病院生活を厭ひて歸宅を望む爲めに、官舎なれば差支なしとの醫師の話によりて退院し、即ち官舎に入りて療養す。心地よくて、時に室内を歩行するまでになりしこともありしかど、ふと風邪に罹りて發熱し、其後遂に床を離るゝに至らず。此間恰も議會開會中にて、殊に内務省、鐵道院提出の案件も少からず、最も努力を要すべき時なりし。諸種の會

夫人の逝去

合等も、可成は斷りたれども、不得止ものは、亦努めて出席せざるを得ず。病人は自分を待ち詫びて居る様子もあり、心は逼れども、公務は處理せざるを得ず、折角の來客は用も濟さざるを得ず、暇々には病床を見舞へども、足らぬことゝ甚だ氣の毒に感じたるは一再ならず、苦心筆に盡されず。(床次氏手記『手向草』)

三月二十七日、議會閉會となつたので、床次氏は、幾分か、看護の餘暇も得られるであらうと、夫人に語り、夫人は、大に安堵の様子であつたが、其れで、氣が弛んだ爲めか、容體は、却つて、俄かに重くなつた。

二十八日、聖上還御につき、葉山まで奉迎に參る。妻の病のこと、いつ天聽に達せしにや、御車中にて御下問あり、恐懼措く所を知らず。歸宅早々此事の由を告げたるに、妻も亦驚くこと一方ならず、難有事の極なりし。(床次氏手記『手向草』)

同夜、床次氏は、高橋藏相、山本農相と三名で、政友會員を紅葉館に招待の約があつた。醫師は、床次氏の外出を留めたが、客を招待して、主人が出席しないのは、失禮であると言つて、心をあとに残しながら、出席した。二十九日、三十日、三十一日、病勢次第に進んだ。

四月一日。夜來の容體良しからず。今は到底助かるまじく感せられたれば、先日來相談中の次女冬子と佐藤重遠との婚約も、其存生中に決定する方、病人も安心するかと思はれて、在神戸、小森慶助氏に打電依頼して、至急に佐藤の上京を求めたり。死の際に、藥の注射までして命を延ぶる苦しさは、堪へがたき心地する故、斷然之を致さぬことに家人に申残して、此の日の閣議に出席せり。午後歸宅せるに、病狀變りなし。醫師の申さるゝには、萬一の望の餘地もあれば、食鹽の注射をとのことなり。言はるゝ儘に従ふことゝせり。

二日。注射の效にや、側目にも幾分よろしきかと思はれたり。

午前八時半、佐藤母子着京。直に得能氏の世話にて、ホンの家族だけにて型の如くに式を済し、式後は家族打揃ひて病妻のまはりに集り、其由を告ぐれば、嬉しく頷く様大に安心せるものゝ如し。悲喜交々至る。(床次氏手記『手向草』)

皇后陛下御
菓子下賜

二日午後四時、大森皇后宮大夫の見舞あり、同日四時半、皇后陛下より御菓子を賜はる。

大君のめくみの露の深くしてしほめる花も返り咲しを

午後五時頃、去る人より傳へらるゝには、三女夏子の入學試験も及第せりと。即ち妻に知らせて喜ばしむ。實に愁の中の喜の色なりけり。(床次氏手記『手向草』)

三日朝、土屋侍醫が、暫くの御許を蒙りて、來診した。喘鳴強く、容體容易でない。警戒を要す。——とのことであつた。

逝去

午後四時三十分全く危篤に陥りぬ。家族一同病床を圍み、母よ妻よと最後の別れを惜む。重ねて冬子の結婚、夏子の入學等を話し聞かせければ、子供等も「皆仲よく勉強しますから安心なされ」と呼ぶ。我は愈々最後に妻の手を握りつゝ、「此上は安心してゆけよ。永い間お世話になつたネ」との一言を、耳に當てゝ通せよかしと祈れり。皆皆水杯をなして事了れり。逝くものは安らげく眠り、世にあるものは残り惜し。

今更になき妻戀ひしこの春は花も一しほさきそふものを

(床次氏手記『手向草』)

四日、伏見宮殿下より、御使を賜はる。多數の弔問者があつた。午後六時、入棺。午後八時、移靈祭。床次氏の和歌がある。――

今よりは妻におくれてたゝ一人假りのよなれと淋しかるらん
ふりしきる涙の雨の手向川あふるゝ水をせきやとむへき

夫人の逝去

五日午前、棺前祭。午後、天皇、皇后兩陛下より、祭糒料を賜はる。

六日午前九時、皇后陛下には、特別の御思召を以て、御料理を賜はる。

同日午前十時、天皇陛下には、勅使を以て、御言葉を賜はる。同時に、兩陛下より、喪中御見舞として、御菓子並に御料理を賜はる。

同日午前十一時、伏見宮、有栖川宮、閑院宮、東伏見宮、華頂宮、山階宮、賀陽宮、久邇宮、梨本宮、朝香宮、東久邇宮、北白川宮、竹田宮、各殿下より、御菓子を賜はる。

七日、天氣心地よく晴れたり。午前十一時、出棺祭を行ひ、午後二時、青山齋場にて葬儀を営み、了りて桐ヶ谷の火葬場に送る。遺骨は郷里鹿兒島に送り、先塋の側に葬らん考へなり。

抑々不幸以來、葬儀萬端の事は、同情厚き多數の朋友知人諸君に、何分宜しくとの一言を呈して、一切を委ね、己れは訪客に接するの外は、只管故人の追懷のみに耽りた

り。されば葬儀の次第なども、其の時に成りて、始めて知り得し程なり。

(床次氏手記『手向草』)

二

清子夫人は、享年四十七歳、床次氏は、五十四歳であつた。夫人の淑徳に就ては、一々之れを記さんとせば、別に、一冊の書を編まねばならぬ。貞淑、儉素の夫人であつたと言へば、嚴肅、寡言、親しみ難い人を、想像する者もあるか知れんが、夫人は、至つて朗かで、座談が上手であつた。常に、和氣曖々として、一度び、夫人に面接すれば、何人と雖も、親しみを覺えないものはなかつた。

夫人は、家庭では、常に綿服であつた。此の家風を知らぬ下僚の夫人達が、衣飾つて夫人を訪問し、恐縮する事もあつたが、夫人は、相手の服装などに、目をやる人でなく、何の作爲も、些の嫌味もなく、姉妹に對するが如くに、談笑するので、いつしか初めの恐縮

を忘れ、知らず／＼長座して歸ると云ふ風であつた。實に、夫人は純情其のものであつた。床次氏は、手記して曰ふ。――

思へば亡き妻は、所謂糟糠の妻にて、今日に至るまで、不斷着には木綿のみを用ひ、家には曾て抱へ車などを置きたることなし。用ありて出歩く時は、電車黨の一人なりき。然るに今日其の遺體は、自動車にて送られ、剩さへ諸方より心をこめて贈られたる生花造花百數十基に及び、弔詞並に供物の數は各々一千五百に達し、弔問會葬の人は朝野の名士四千餘人に及びたり。家庭の婦人としては過分なりと思ふ。加之天氣中和を得て、往來の迷惑も尠く、且つ式場もことに靜肅なりしは、この上もなき幸なりき。これ生前つゝまやかに働きたる酬を一時に收め得たるやの感もせられたり。

ありし世にまきてし種の時を得てけふを盛りと華のさくらん (手向草)

師範學校時代の夫人の友人、萩原英子と云ふ婦人が、三十年振りで、夫人を訪問したこ

とがあつた。彼女が、夫人の居間に導かれて、其の床の間を見ると、下手な美人畫がかゝつてゐる。よく見ると、其れは彼女が、女學生時代に、自ら描いて、戯れに夫人に贈つたものではないか。彼女は穴にも入りたいほどに赤面した。そして同時に、彼女は、夫人が三十年も之れを保存し、時々自分を想ひ出してくれたであらう友情に對し、涙を流して喜んだと云ふ。然もありなん。此の一挿話の如きは、夫人の人格を、よく語るものである。床次氏は手記(手向草)して曰ふ。――

我輩平素家政に頓着せず、妻よく之を整へて、所謂後顧の憂なく、殊に私事細事を以て、夫に氣遣ひさせじと、深く心配する様は、吾妻ながら誠に心嬉しく、常々思ひしことなりければ、臨終の際にも、思はず『永くお世話になつたネ』と感謝せる次第なり。

守らめやたゝ一筋に大丈夫かくにのためにと盡すこゝろを

床次氏は、夫人の靈を弔ひつゝ、四日、五日の兩日、追憶の文を書きつけ、其れを『手向草』と題し、印行して知友に贈つた。讀む者、泣かざるなく、床次氏の美しき愛情に、感動せざるはなかつた。

三

再婚

床次氏は、悲しんで傷らず、亡夫人の百日祭を済ますと、友人達の勸むるまゝに再婚した。即ち、恭子夫人である。夫人は、男爵水谷川忠起の女、當時三十歳であつた。水谷川男は、近衛忠熙の八男で、即ち、公爵近衛文麿の大叔父に當り、恭子夫人と床次氏との縁談は、文麿母堂の斡旋であつた。

所が、床次氏の再婚は、端なくも社會の問題となつた。『あの手向草の調子では、殘生を獨身で終るのかと思つたら、實に意外だ』と、驚く者もあり、また『一周忌も済まない内に、再婚するのは不人情である』と、批難する者もあつた。床次氏に同情する人達が、

聲をひそめて、『一兩年、待合遊びでもして居ればよかつたに、融通の利かぬ男だ』と眞面目に惜しんでゐたなどは、滑稽であつた。原敬は『なアに、手向草が利き過ぎたのだ』と笑つた。如何にも、『手向草』に泣いた一般の人達が、裏切られたやうな衝動に驅られたであらうことも、人情の常で、強ち無理とは言へまい。床次氏の人望を妬み、乗じて以つて、床次氏を傷けようとした者があつたに至つては、沙汰の限りである。

床次流

拾九歳の正一、拾六歳の徳二、拾四歳の夏子、拾二歳の秋子、此等の遺兒の教養は、政界に馳驅する多忙の床次氏として、夫人なしに出来ることではなかつた。既に、再婚の必要を認むる以上、其の時機を、百日祭後とするか、一年祭後とするかの如きは、床次氏に取りては、問題でなかつた。些々たる形式、末節に拘泥しないのが、床次氏の特徴、即ち『床次流』であつたのだ。

一般の慣習に反した行動を見た時には、油がのつて調子付いた機械に、ちよつと障害があつたやうな不快、米飯は軟かいものと、安心して食つてゐる時に、ガリツと石が齒に當つたやうな不快を、感ずるものである。床次氏は、そんな事で、世間に誤解されたことが